

第百九十四回国会 内閣委員会 議 録 第 九 号

平成二十八年三月二十五日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 西村 康稔君

理事 亀岡 偉民君 理事 平 将明君

理事 武井 俊輔君 理事 中根 一幸君

理事 平井たぐや君 理事 緒方林太郎君

理事 柿沢 未途君 理事 佐藤 茂樹君

理事 青山 周平君 理事 池田 佳隆君

石崎 徹君 理事 岩田 和親君

大隈 和英君 理事 岡下 昌平君

神谷 昇君 理事 木内 均君

北村 茂男君 理事 笹川 博義君

高木 宏壽君 理事 武部 新君

中山 展宏君 理事 長尾 敬君

ふくだ峰之君 理事 牧島かれん君

松本 洋平君 理事 官崎 政久君

若狹 勝君 理事 阿部 知子君

大串 博志君 理事 逢坂 誠二君

岸本 周平君 理事 小宮山泰子君

後藤 祐一君 理事 高井 崇志君

古本伸一郎君 理事 江田 康幸君

濱村 進君 理事 池内さおり君

島津 幸広君 理事 河野 正美君

鈴木 義弘君

国務大臣

(内閣官房長官)

菅 義偉君

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

河野 太郎君

国務大臣

島尻安伊子君

国務大臣

石原 伸晃君

内閣府副大臣

遠藤 利明君

松本 文明君

農林水産副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

外務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

衆議院警務部長

政府特別補佐人

(内閣法制局長官)

会計検査院事務総局次長

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人

(官内庁次長)

政府参考人

(警察庁警備局長)

政府参考人

(消費者庁審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(文化庁長官官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

堀江 裕君

伊東 良孝君

牧島かれん君

酒井 庸行君

高木 宏壽君

山田 美樹君

堂故 茂君

太田 房江君

近藤 博人君

横島 裕介君

田代 政司君

渡邊 一洋君

澁谷 和久君

田中 勝也君

三輪 和夫君

福井 仁史君

増島 稔君

山本信一郎君

沖田 芳樹君

井内 正敏君

高嶋 智光君

垂 秀夫君

佐藤 達夫君

磯谷 桂介君

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

堀江 裕君

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局次長)

政府参考人

(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(農林水産省生産局農産部長)

政府参考人

(政策統括官付)

政府参考人

(農林水産省生産局畜産部長)

政府参考人

(観光庁審議官)

内閣委員会専門員

室井 純子君

古澤 ゆり君

天羽 隆君

大野 高志君

伊原 和人君

菅 秀信君

速水君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○西村委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官渡邊一洋君、内閣官房内閣審議官澁谷和久君、内閣官房内閣審議官田中勝也君、内閣官房内閣審議官福井仁史君、内閣府大臣官房審議官増島稔君、官内庁次長山本信一郎君、警察庁警備局長沖田芳樹君、消費者庁審議官井内正敏君、法務省大臣官房審議官高嶋智光君、外務省大臣官房審議官垂秀夫君、外務省大臣官房審議官佐藤達夫君、文化庁長官官房審議官磯谷桂介君、厚生労働省大臣官房審議官堀江裕君、厚生労働省大臣官房審議官伊原和人君、厚生労働省職業安定局長菅秀信君、農林水産省大臣官房総括審議官佐藤速水君、農林水産省生産局農産部長(政策統括官付)天羽隆君、農林水産省生産局畜産部長大野高志君、観光庁審議官古澤ゆり君の出席を求

め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長田代政司君の出席を求め、説明を聴取いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○西村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でございます。

先週に引き続き質問の機会をいただき、ありがとうございます。

先週の子ども・子育て支援法の質疑でちょっと一問聞きそびれた件がございまして、子供の医療費の無料化について。

きょうは太田厚生労働政務官にお越しいただきまして、ちょうどよかったと思つたんです。実は、岡山の話をちょっとさせていたたくのですが、太田政務官は副知事を以前されていて、副知事退任後に、私は岡山県庁で働かせていただいた、そういう縁もございまして。

実は、岡山市では、この子供の医療費の無料化というのが小学校入学前までなんです。実は私、二年半前に岡山市長選挙に立候補いたしました、そのときに、この子供医療費の無料化を一番に訴えました。

というのは、隣の倉敷市や瀬戸内市といった隣接する市は、中学校三年生まで無料にしているところが多いんです。そうしますと、岡山市のお母さんが、小学校の入学と同時に引越しをする。わざわざ転校させてまで、引越しをしてまで子供医療費の無料化を受けたということ、そのくらい、やはりお父さん、お母さんにとっては切実な問題です。今の市長がようやく重い腰を上げていたでいて、ことしの四月から小学校六年生まで、一割負担です、無料化にはなっていません、一割負担ということを決めました。そもそも、私は、自治体間が今競い合つて子供

の医療費の無料化をやっていますけれども、こういった分野で自治体が競い合うというのはいいかなものかなと。さつき言つたように、わざわざ岡山市から倉敷市に引越しをするような家庭が後を絶たないようなことは決して健全な姿だと私は思っていない。かつ、今、国は、無料化をする自治体に対して、ペナルティーと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、国民健康保険の公費負担を減額する、そういう措置をしています。

私は、こういった措置もやはりおかしい、頑張っている自治体に対してわざわざ公費負担を減額するというのもおかしいし、もつと言え、こういったことは市町村に競争させるような分野ではなくて、国が一律、せめて就学までは無料にするとか、一定の基準までは一律無料にするべきでないかというふうに考えておりますが、厚生労働省の見解をお伺いします。

○太田大臣政務官 お答え申し上げます。

御指摘の減額調整措置でございますけれども、地方団体からも強い要望が出てきております。そういうこともあつて、現行制度の趣旨それから国保財政に与える影響等を考慮しながら、これからどうしていくべきかということは検討しなくてはいけないということは十分認識をいたしております。

御指摘のように私も岡山県庁に参りまして、この制度の下地をつくった時代に乳幼児の医療費助成を担当させていただきました。また、その後八年間、大阪で府知事を行いましたときにも、大変財政が厳しい中ではありましたが、乳幼児の医療費助成については、これをぜひ守りたいという立場から頑張ってきたつもりでございます。こういう経験も踏まえて、この問題には対処したいと考えております。

一方で、厳しい財政状況、あるいは子育て支援全体のあり方というような問題もございまして、厚労省では、昨年九月から、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会を鋭意開いてまいり

まして、子育て支援等の幅広い観点からこの問題を捉え、どうするべきかということを検討してまいりまして、三月二十二日の時点で取りまとめ案が議論されております。

今後、この検討会の取りまとめも踏まえまして、政府部内で子供の医療のあり方について必要な対応は図ってまいりたい、こう考えておりますけれども、その無料化というところにつきましては、別途、子供の医療費については、入学前の子供について、自己負担を三割から二割に国全体で軽減しておりますし、未熟児や特定の慢性的な疾病を抱える子供の医療費は、さらに自己負担の一部を公費で助成しております。

こういう中で国としてさらなる支援を行うということになりますと、財政への影響、財源の問題というのをどうしても考えざるを得ませんし、また、他の子ども・子育て関連施策との均衡等にも配慮しなくてはならないということで、無償化ということについては、現時点で課題が多いというふうに考えております。

○高井委員 太田政務官は、知事、副知事の御経験があるので、自治体の立場からかなり理解いただいているとは思いました。

財源のお話がありましたけれども、実は、子供の医療費と高齢者の医療費、一人当たりの医療費は約十倍違います。それだけ、やはり子供の医療費というのはそんなに金がかかっていないです。

かつ、これは加藤大臣がいらつしやるときに議論したかったんですけれども、まさに一億総活躍社会、希望出生率一・八というのを指すのであれば、お子さんがいる、特に第二子、第三子を産もうというお母さん、お父さんは、やはり医療費が無料かどうかというのはかなり気にされていて、子供が病気になるかどうかというふうか、二人も三人もいたら大変だということ、かなりそこが抑制に働いているということもあります。

それから、反対をする方に、コンビ二受診というか、気軽にみんな行くようになるという議論が

よくありますけれども、これも、自己負担をさせるということじゃなくて、もつと教育というか普及啓発を図って抑制するべき話であつて、私は、これだけの自治体が、多分半分以上が無料化を、小学校六年生まで、あるいは中学校三年生まで、もつとかもしれません、やっているといますので、ぜひこれは引き続き国の方で、特に自治体に非常に造詣の深い太田政務官のリーダーシップで検討いただきたいと思ひます。

では、この問題はこれ一問だけなので、政務官、どうぞ御退席ください。

それでは、本来といましようか、これも先週お聞きをいたしました政官の接録記録について、河野大臣と横島法制局長官、お忙しいお二人にきょうもお越しいただいて恐縮ですが、質問したいと思ひます。

先週の水曜日の本委員会、私が、公文書管理法に基づいて、河野大臣が着任された十月以降、半年余りの間で、国会議員と行政職員が接録した記録、これは公文書管理法上作成が義務づけられているわけですが、これについて何件ぐらいありますかと質問をしたら、河野大臣が、莫大な資料をひっくり返さなきゃならないので答えられせんというお答えでしたので、きょうはもうちょっと絞つて、ことしに入ってから、一、二、三月、まだ三月は終わっていませんけれども、この三カ月弱の間で、かつ、河野大臣の全ての所掌との間は聞いたんですが、こちらも絞つて、消費者行政と規制改革という二分野に絞つてお聞きをしたら答えていたんですが、この分野に絞つて何件ほどあるか、正確な数字じゃなくてもいいです、何件くらいでもいいです、お答えいただけないでしょうか。

○河野国務大臣 本年一月からということですが、莫大な量の文書の中からそれが記録されていると思われるものをひっくり返して見つけなければいけないというのはとてもできることではございませんので、部局を限られても、残念な

からお答えすることはできません。

○高井委員 同じ答えが予想されますけれども、通告しておりますので。

それでは、今月、三月に入ってから一カ月まだたっておりません、きょうは二十五日ですね、二十五日間に限って何件程度、約で結構でございます、国会議員との接触記録があるのか、お答えください。

○河野国務大臣 繰り返しになりますけれども、莫大な量の文書をひっくり返さなければいけないということでございますので、なかなかお答えすることはできません。

が、そうは言っても、余り木で鼻をくくったような答弁ばかりでもあれでございますので、高井委員の政と官の接触の概念に合致するかどうかということはあれでございますが、あくまでも一つの参考として、限定的に、ことし、平成二十八年三月一日から二十四日、きのうまでの間に、衆議院、参議院の国会議員から内閣府、内閣官房の国会連絡室に要求があった、私の担当する規制改革の部門でございますが、内閣府の規制改革推進室が担当するいわゆる資料要求や説明要求の件数を国会連絡室からの連絡の記録などをもとに調べると十件程度、また各党の部会などの会議に出席を求められた件数をやはり国会連絡室からの記録をもとに調べると五件程度でございます。

○高井委員 消費者行政も、これは政府参考人で結構ですということで通告しているんですけども、同じように一月以降、もしくは三月以降で何件ありますでしょうか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの件につきまして、先ほどの河野大臣からの御答弁にあった考え方によって、消費者庁分について、今月一日から昨日二十四日までの分をお調べしたところ、資料要求、レク要求につきましてはおよそ四十件程度、各党の会議への出席要請件数につきましてはおよそ二十件程度でございます。

○高井委員 大臣にお聞きいたしますけれども、

件数は今教えていただいてありがとうございます、これは記録も作成をしているということでしょうか。

○河野国務大臣 今回お示しをした数字は、国会連絡室に残っている、資料要求、説明要求の記録がどれぐらいあるかということと十件、それから各党の部会などの会議に出席を求められた件数が、連絡室に残っている連絡の記録をもとに調べると五件ということでございます。

○高井委員 公文書管理法は、接触があったわけですね、資料要求だと届けるだけかもしれないけれども、実際に議員と会って何らかのやりとりがあった場合は記録を残す、作成するというのが義務づけられております。

先般、二月二十五日に予算委員会の第一分科会で井坂委員から河野大臣に質問をさせていただいたときに、河野大臣から、それぞれの行政の長が判断をするんだ、公文書管理法を所管する河野大臣ということじゃなくて、それぞれの行政の長が判断することなんだと。ですから、私は今絞って、消費者行政とか行政改革という、まさに規制改革、河野大臣がトップである所管分野についてこの記録の作成をしているかどうかということをお願いしているわけです。

大臣はこの二月二十五日、大臣がそれぞれこの記録を残すかどうか、あるいは個人メモみたいな、本当は記録に残さなくていい、つまり行政文書ではないものと行政文書の境が曖昧だということとを井坂委員は質問して、それに対して、それは大臣が責任を持って判断するんだという答弁をされているわけです。

大臣、この記録をつくるべきかどうかというのは大臣が判断することになるわけですから、今回の三月の件について、記録をどういう基準で残させているんですか。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたのは、国会連絡室に記録があるかどうかということでございますので、やりとりがあるかどうかを記録しているかどうかを調べたものではございません。

○高井委員 私が聞きしたかったのはやりとりの記録を作成しているかどうかということなので、きょうはもうお答えいただけないと思いますけれども、私は、これは引き続きずっと、これから内閣委員会が開かれて質問の機会をいただきたに、ぜひお答えいただきたいと思うんです。

これはやはり公文書管理法で定められた規定でありますから、これについて記録を本当にとっているのかどうかというのは極めて重要な話だと思いますので、とつていないならとつていない理由をちゃんと説明していただきたいです、とつて

いるなら、やはり何件、全部文書を出してくれど。これは情報公開請求すればいいんでしょうけれども、情報公開請求すると非常に時間がかかって、実際、新聞社とかが情報公開請求していますけれどもなかなか回答がきませんので、作成した記録の件数ぐらいいはこの国会の場でぜひお答えいただきたい。これはやはり公文書管理法を所掌しているという河野大臣の立場もあって、時間がかかって結構ですから、ぜひそこは答ええいただきたいと思いますが、いかがですか。

○河野国務大臣 先ほど調べた件数がありますので、それについてどうなのかというのは少し検討したいと思いますが、いかがですか。

○高井委員 ありがとうございます。最低限やはり件数はまず出していただきたいと思っています。そこから本質論を、では、どういうときに記録をとって、どういうときは記録をとらないのかというところが非常に曖昧だということに問題があつて、この間の井坂委員の質問に対して大臣は、大臣が個々に判断するんだとおっしゃいましたけれども、それは到底現実的ではないです、ね。幾ら何でも、担当者がつくった記録を全部大臣が、これは行政文書だ、これは個人メモだなんて判断できるわけがないので、やはり何らかの規則とかガイドラインとかそういうものを示して個々の職員が判断できるようにする、そこが所管する大臣の責任、公文書管理法上の大臣の責任だと思っております、そこについてもぜひ検討いただ

きたいと思えます。これについては引き続きこの委員会でも取り上げさせていただきますので、ぜひその考え方も整理しておいていただきたいと思

います。

きょうは、限られた時間なので、法制局長官にもお越しいただいておりますので、これも先週水曜日にちよつと聞けなかった話なんです、二月十八日の参議院の決算委員会で難波委員の質問に答える形で法制局長官は、平成二十五年二月の安保法制懇それから平成二十六年五月から始まった与党協議については、内閣官房の国家安全保障局と法制局の担当者は適宜意見交換をしていたというふうに答弁されています。

公文書管理法上、当然この意見交換も、省庁間同士のやりとりというのは特に記述するようという規則にもなっておりますから、この文書は作成していないとおかしいと思うんですが、この記録はあるんでしょうか。

○横昌政府特別補佐人 ございません。

○高井委員 作成していない理由は、なぜですか。

○横昌政府特別補佐人 平成二十六年七月一日の閣議決定に関して内閣法制局が行った業務の一環として、御指摘にもありました、同年五月二十日に安全保障法制整備に関する与党協議会の議論が開始された後におきましては、内閣官房から、政府が与党協議会に提出する資料について事前または事後に送付を受け、必要に応じ説明を受けるとともに、担当者間で意見交換をするなどしていたところでございます。

さらに具体的に申し上げます、内閣官房から与党協議会に提出する資料について事前または事後に送付を受け、または与党協議会の終盤におきましては、政府から提出した閣議決定の概要等についても送付を受け、内閣官房の担当者にかかるとしてその内容の把握に努めるとともに、与党協議会の議論の過程についてフォローしていたところでございます。

これは、内閣法制局設置法第三条第三号に規定

します事務、いわゆる意見事務を迅速かつ的確に行うためのいわば事前の準備、事前の段階の準備的な行為でございまして、その協議、やりとりの内容もただいま述べたとおりのものでございまして、そのやりとりを文書化するまでもなく、内閣官房から取得した文書を行政文書として保存することをもって足りると思っております。

○高井委員 いや、それは公文書管理法の趣旨と違ふと思ひますよ。もらった資料だけを残しておくと、それは何ら公文書管理法は求めていなくて、そんなものは安全保障局側に資料があるわけですから。

行政文書の管理に関するガイドラインというのがあります。そこにはこう書いています。「法令の制定や閣議案件については、『最終的な決定内容のみならず、主管局長や主管課長における経緯・過程について、文書を作成することが必要である。』と。それから、『行政機関間でなされた協議』、まさに今回のような協議ですね、については、『実際に協議を行った職員役職にかかわらず、文書の作成が必要である。』と。

つまり、担当者であり、あるいは途中の過程の議論というものを残すべきだ、これが公文書管理法の趣旨だと考えますが、法制局長官、違いますか。

○横島政府特別補佐人 当局におきましては、平成二十六年七月一日の閣議決定に関して行った意見事務に関して作成した文書は取得した文書につきましては、公文書等の管理に関する法律の規定や御指摘のガイドラインなどに基づきまして適正に管理をしていると考えているところでござい

ます。現に行政文書として管理している文書については、作成文書といたしましては、まさに当該閣議決定について意見がない旨の回答をするに当たって決裁を行った際の決裁文書、これが中心でござい

ます。まさに当該意思決定の当局における責任の所在を明確にしている、かつ手続を明らかにし

たということ、それぞれ担当者を始め、私もまさに判をつけて、その時点で作成して現に保存しているということでございます。

それに加えまして、先ほどお答えいたしましたとおり、その事前の準備段階というのがございまして、その準備段階において用いた資料として、取得文書になりますけれども、先ほどの与党協議に関する資料、閣議決定の案文のたたき台や概要などを当然含んでいるわけでございますけれども、それに加えまして、それより以前の安保法制態における資料なども含めて、あわせて公文書として管理しているところでございます。

○高井委員 事前の準備も含めて、経緯、過程を残せというのが公文書管理法ですから、私は今のお答えは違ふと思ひます。

もう一つ関連して、これも二月十八日の決算委員会でも難波委員の質問で、集団的自衛権の閣議決定、二〇一四年の七月一日の前に想定問答をつくっていたのではないかとということが新聞報道されて、そのときのやりとりを見ると、法制局長官は、自分が最終的には了解をしていないんだと。担当者、報道によれば次長まで了解をしているというところ、事実はまだわかりませんけれども。

いずれにしても、部下が作成した過程の文書であっても、長官がたとえそれを了解していない文書であっても残すというのが、先ほどのガイドラインの趣旨からしても、立法の経緯、過程を残せということでありまして、この想定問答も行政文書として残すべきだと考えますが、いかがですか。

○横島政府特別補佐人 報道のありました想定問答なるものでございますけれども、委員御指摘の当該閣議決定に関してつくったものじゃないかというところではございませんで、閣議決定後の、当時予定されておりました衆議院、参議院における閉会中審査の準備のために作成しようとしたものでございます。

いわゆる没になったものについて、とっておくべきかどうかという問題でございますけれども、

内閣法制局におきましては、内閣法制局設置法第三条第一号に規定するいわゆる審査事務、法令案の審査でございまして、その審査の過程において法律案や政令案について修正が加えられた場合には、まさにその修正それ自体が審査事務の内容をなすわけでございますので、修正前の案文についても審査録に含めて、まさに行政文書として管理しているわけでございます。

これに対して、国会答弁の資料と申しますのは、国会において答弁者が答弁する内容をあらかじめ準備しておく、そういうものでございまして、当局におきましては、まずは担当者が作成し、部長、次長、長官の了承を得てセットされる、その段階で成立する、そういうものと理解しております。お尋ねのように、国会答弁資料の作成途中の段階におきまして了承が得られず、まさに使用しないとされたものについては、国会答弁資料として成立するには至らなかった、そういうものでございまして、それを組織的に用いることがないということも明らかでありますので、そのようなもので行政文書に当たるといふうには考えておりません。

○高井委員 全く納得できませんけれども、時間が来たので。

最後に、このガイドラインにはこうも書いています。「当該意思決定と同時に文書を作成することが困難であるときは、事後に文書を作成することが必要である。」と。

百歩譲って、それが残っていないのであっても事後にぜひひくるべきだということを私は強く申し上げ、そしてまた、この問題は引き続きこの委員会でも取り上げていただくとことを表明して、質問を終わります。

○西村委員長 次は、逢坂誠二君。

○逢坂委員 おはようございます。北海道函館から来ました逢坂誠二でございます。きょうは、内閣委員会でも質問の機会をいただきまして、西村委員長あるいは理事の皆さん、関係

者の皆さんに心からお礼申し上げます。それでは早速質問に入りたいと思ひますが、きょうは、特定秘密保護法について何点かお伺いをしたいと思います。残り時間で公文書管理法についても伺いたいと思ひつておるんです。

まず最初に、特定秘密保護法の第三条と第十条の関係について伺いたいんです。

特定秘密保護法の第三条においては、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定することになっております。一方、第十条においては、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないものを、公益の必要がある場合は特定秘密であっても提供できるとの規定になっているわけであり

ます。すなわち、両方に「安全保障に著しい支障」という言葉が入っているわけですが、安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるから特定秘密に指定するんだというふうな規定しつつ、提供できる特定秘密は、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないものと規定しているわけですね。一方は安全保障に著しい支障を与える、でも、提供できる情報は、著しい支障を及ぼすおそれがないものを提供できると。

これは、ストレートに読むと、文言上そこがあるように思ふんです。実際はそこが多分ないんだらうとは思ふんですが、この関係はどうなっているのか、なぜこの規定の中で特定秘密を提供できるのか、その辺の説明を事務方にお願ひします。

○田中政府参考人 特定秘密保護法第三条は、特定秘密の指定の要件の一つとして、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である」ということを規定しております。

他方、特定秘密保護法第十条は、行政機関の長が我が国の安全保障以外の公益上の必要により特定秘密を提供する場合について定めておりました。同条第一項第一号における場合にあっては、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときに限り、特定秘密を提供するも

のとされております。

その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である特定秘密を提供したとしても、必ずしも我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれを生ずるとは限りませんので、第三条と第十条とは矛盾いたさないものでございます。

○逢坂委員 若干納得できないところもあるんですが、これは後でまた詳しく聞きたいと思いますが、それから次に、第十条の規定によれば、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある、公益上の必要があつても提供できない情報があるとの理解になるけれども、これでよろしいでしょうか。田中さん、お願いします。

○田中政府参考人 ただいま申し上げましたように、特定秘密保護法第十条は、行政機関の長が我が国の安全保障以外の公益上の必要により特定秘密を提供する場合について定めておりまして、その場合、同条第一項第一号における場合におきましては、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときに限りまして特定秘密を提供するものとされております。

○逢坂委員 改めての確認でありますけれども、そういうことであれば、提供できない情報があるという理解になりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○田中政府参考人 特定秘密の保護に関する法律十條一項一號の場合における特定秘密の提供は、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときに限り行われる、先ほど申し上げたとおりでございます。

この限定が具体的に適用されるかどうかにつきましては、特定秘密の内容、入手の経緯のほか、保護措置の度合いなどによるものでございまして、一定の特定秘密の提供が当然に我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすというものではございません。

したがいまして、一定の特定秘密が当然に提供

できないというものではございません。(逢坂委員「できませんということですか」と呼ぶ)

○西村委員長 もう一度、最後をちよつと答弁。○田中政府参考人 一定の特定秘密が当然に提供できないというものではございません。

○逢坂委員 一定の特定秘密が当然に提供できないというものではございませんということは、裏返して言うと、提供できないものもあるという意味に解しているのですか。

○田中政府参考人 あるジャンルの情報が提供できないということがあらかじめ決まっているものではないかと決まっています。

○逢坂委員 あるジャンルのものが提供できないとあらかじめ決まっているものではないけれども、全て、一〇〇％提供できるものではないという理解でよろしいですか、特定秘密の。

○田中政府参考人 先ほど申し上げましたように、特定秘密保護法十條一項一號の限定が具体的に適用されるかどうかは、特定秘密の内容、入手の経緯のほか、保護措置の度合いなどによるものでございまして、ある一定の特定秘密が当然に提供できないというものではございません。

○逢坂委員 非常にわかりにくい答弁なんですけれども、今の言葉は後でまた冷静に分析してみたいと思います。

私の感覚からすると、今の話だと、特定秘密の全ては提供できないんだというふうに理解せざるを得ない。その理由は何か。あえて三條と十條を書き分けているわけですから、それを書き分ける必要がないんだつたら、特定秘密は全て提供できると書けばいいような気がするわけですから、これまた後日議論させていただきたいと思ひます。

次に、憲法九十條の規定に従つて、会計検査院は、国の収入支出の決算は、全て毎年これを検査することになっている。会計検査院に特定秘密を提供できる根拠は、特定秘密保護法の十條の規定により特定秘密も提供できるということだと理解をしているんですが、それでよいということ

と、この際に、法施行令十八條に規定する措置も提供の条件になるのかどうか。後段は実は通告しておりますので、わからなければわからないでよろしいんですけれども、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 いずれも御指摘のとおりでございます。会計検査院に対する特定秘密の提供は、特定秘密保護法十條第一項の規定によつて提供されるものであります。また、政令で定める措置を講じていただく必要がございます。

○逢坂委員 ということは、会計検査院は、特定秘密保護法十條の規定によつて情報の提供を受ける。だがしかし、施行令の措置もとらなければならない。

施行令の措置を見ると、例えば「知る者の範囲を制限すること」とか、「伝達の方法を制限すること」とか、「利用の状況の検査の方法を定めること」ということになっているわけですが、こういう制限を加えることで会計検査の目的を達成できるのかなという疑問を私は持つわけですね。これについてはまた後で少し指摘をしたいと思ひます。

また、今回の十條の規定から判断すれば、会計検査院は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす特定秘密を入手できる根拠は存在しないように思われるのでありますけれども、まずこの点はどうかということ、存在しないとすれば、会計検査院はどんな理屈で決算に関する全ての特定秘密を入手できるのか、このあたりを御説明くださいます。

○田中政府参考人 先ほどの御説明が若干言葉足らずであつたかと思ひますけれども、提供の判断をする以前に、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある特定秘密というグループがあるわけではございません。

したがいまして、会計検査院に対する特定秘密の提供につきましても、特定秘密の提供一般に関する規定に従ひまして提供されるというものでございします。

○逢坂委員 一般に関するルール、特定秘密保護

法の一般的なルールで会計検査院にも情報が提供されることになるということでありますね。

それでは、会計検査院に伺いたいんですが、決算の中で、特定秘密保護法に関連する決算に関して、何か疑義が生じる不適切な決算があつたという場合、これは国会に検査報告をしなければならぬわけですね。この際、検査報告というのは、特定秘密の部分を除いてはその事象の説明ができないというような案件が仮にあつた場合、会計検査院はどのように国会にこれを報告するんですか。

○田代会計検査院当局者 お答え申し上げます。具体的な案件がない現時点におきまして検査部分の記述における特定秘密の取り扱いにつきましては確たることを申し上げることは困難であります。

が、いずれにせよ、会計検査の結果をわかりやすくお伝えすること、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがないようにすることの双方に留意して検査部分の記述を検討することになると考えております。

○逢坂委員 具体的な事象がないから余り答弁はできないんだということでありますけれども、事例としてはいろいろなことが想定できると思ひますね。

例えば、きのうも役所との議論の中で出てきたんですけれども、戦車の鉄板の厚さ。防衛上非常に重要な情報であつて、これは表へ出せないというものが場合によつては特定秘密かもしれない。そうした場合に、戦車を発注した、ところが規定どおりの厚さの鉄板の戦車が入らなかつたなどということは想定できるわけですね。こういう場合も、会計検査院は、鉄板の厚さとかそういうことを明示せずに報告することになるんでしょうか。

なぜ私がこんなことを言うかという、自治体の会計検査においてよくあるのは、例えば地下鉄のトンネルを掘つたときに、トンネルのコンクリート厚が、本来十五センチあるべきものだったのが八センチしかなかった、これは不適切だ、補

助金返還なんということはざらにあるわけですね。その場合には非常に詳細に例示をやっているわけですが、会計検査院、いかがでしょうか。

○田代会計検査院当局者 お答え申し上げます。

会計検査院としては、個別の案件の事実関係、発生原因などを十分に検査した上で、どのような検査報告の文書を作成するかを検討しているところでございます。

このようなことから、具体的な案件がない現時点におきまして検査部分の記述における特定秘密の取り扱いについて確たることを申し上げることは困難でありまして、具体的な案件があったときにその内容に即して検討していきたいというふうに考えております。

○逢坂委員 具体の案件があったときに検討するんだということでありますけれども、それでは、会計検査院に改めて伺いをします。

例えば、先ほどの説明によれば、施行令の第十八条の規定も会計検査院に適用されるんだということでしたよね。「当該特定秘密の伝達の方法を制限すること」とか、あるいは「知る者の範囲を制限すること」という規定があるわけですが、この規定について考えてみると、会計検査報告というものは全て広く国民に周知をする、国会にも報告するわけですから、会計検査報告の性質から見てみると、この規定は会計検査院としては非常にづらい規定ではないか、会計検査の目的を達することができないのではないかとこのように私は思うんですけれども、この点はいかがですか。これは具体的な事例ではなくて個別条文の話ですから、答えてください。

○田代会計検査院当局者 お答え申し上げます。会計検査院におきましては、内部規程を定めた上で、特定秘密保護法第十条第一項第一号及び同法施行令第十八条で定められました保護措置を適切に講じることとしておりまして、特定秘密の十分な保護を図ることとしております。

○逢坂委員 改めて会計検査院に伺いますけれども、特定秘密に関する保護措置を十分に講じた上でやるんだということでありまして、それで一〇〇％会計検査の役割が果たせる、それを断言できますか。

も、特定秘密に関する保護措置を十分に講じた上でやるんだということでありまして、それで一〇〇％会計検査の役割が果たせる、それを断言できますか。

計検査がやはり言わなかったら、私は、国民の皆さんにどの点が悪いのか伝わらないということでは当然あるような気がするんですね。ケースとしては少ないかもしれないけれども、そういうものでも報告しないとなるとならば、会計検査の役割が果たせないような気がするんですね。

○田代会計検査院当局者 お答え申し上げます。会計検査院は、日本国憲法及び会計検査院法に基づきまして検査を実施しております。会計検査院法の第二十六条には、会計検査院から帳簿、書類その他の資料の提出の求めを受けたものはこれに応じなければならないと規定されておまして、会計検査院はこれまでも、検査上の必要がある場合、検査を受けるものから、安全保障に関する秘密も含めて、秘密事項についても提供を受けてきているところでございます。

そこで、今度は特定秘密保護法の担当の方にお伺いしますけれども、会計検査院が会計検査の役割を果たすために会計検査の報告をする際に、特定秘密も含む内容を明示して会計検査報告をしたという場合には、先ほどの話からすれば一般的な法のルールに従って会計検査院にも情報提供するというものでありますから、法の第七章の罰則規定は適用されることになりますか。

特定秘密の保護に関する法律によりましてこうした従来の取り扱いに変更が加えられるものではなく、同法の施行後も、会計検査院は、検査上の必要がある場合には特定秘密の提供を受けることができるものとされております。また、このことは、内閣官房が昨年十二月二十五日に関係機関に発した通知などにおいても、あるいは政府統一見解におきましても確認されているところでございます。

○田中政府参考人 私どもの理解をいたしましたは、会計検査院に対して検査に必要として提供した特定秘密が検査報告の中にそのまま記載されることは、実務上想定されないというふうに考えてございます。

したがって、検査上の必要により提供を求める情報の中に特定秘密が含まれておりまして、検査に支障を来すことはないというふうに考えている次第でございます。

会計検査院におきまして、検査報告に記載する内容につきましては、我が国の安全保障に支障を及ぼすことがないよう十分留意するものと承知をいたしております。

○逢坂委員 残念ながら今の答えになっていないので、また後日これは詰めさせてもらいますけれども、会計検査報告というのは広くみんなに知らせるのが建前でありまして、その中に特定秘密に関する事項がもし含まれないことによつて会計検査の目的が達成されないということは一〇〇％ないとは断言できないと私は思うんですよ。

○田中政府参考人 私どもの理解におきましては、会計検査院におきまして、検査報告に記載する内容につきましては、我が国の安全保障に支障を及ぼすことがないよう十分留意をされるものと承知をいたしております。

○逢坂委員 十分留意はするけれども、そこに言及しなければ会計検査の報告、役割を果たせないケースはないということでは断言できるんですか。

○田中政府参考人 検査の目的との関係につきましては私どもがお答えすべきことではないかと思いますが、いざいざにいたしても、会計検査院におきまして、十分に検査の目的を達成するために必要な情報収集をされ、その上で検査報告に

記載する内容につきましては十分留意されるもの、そのように認識しております。

○逢坂委員 きょうは時間の関係もありましてもうこれぐらいにさせていただきますけれども、岩城大臣、今のやりとりを聞いていてわかるとおり、実は特定秘密保護法と会計検査院の関係は、情報提供の上でもいろいろ課題があるということばもうこれまでも指摘をされておりましたけれども、会計検査をした結果の検査報告の点においても相当に課題が多いというふうに私は思います。今、両者の話を聞いていただいて、どちらも最後は限定的に物事を言うことはできないわけですね。

したがって、実は特定秘密保護法については、私は基本的にこれには賛同できないんですけども、今の法のままではやはり不都合が多過ぎる。そして、最後、お答えいただけませんでしたけれども、会計検査院が検査報告の中で特定秘密に触れるようなものをもし書いた場合には、第七章の罰則規定の適用も場合によっては懸念されるかもしれないわけですね。でも、罰則の適用をある種覚悟しながら書かなければ会計検査の報告も達成できないということも場合によってはあり得るかもしれない。ないと一〇〇％言い切れないわけですね。

だから、私はこの法の不整合をやはり正すべきだと思っておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○岩城国務大臣 逢坂委員からいろいろ御指摘がございました。

政府は、憲法上の会計検査院の役割の重要性については十分認識しております。会計検査院への秘密事項の提供に関する取り扱いについては、特定秘密保護法の施行により従来と何らの変更が生ずるものではない、これも確認をしているわけでありまして、これからは、これから、会計検査院において、検査報告に記載する内容等について、我が

国の安全保障に支障を及ぼすことがないように十分留意して対応していきたいと考えております。

○逢坂委員 残念ながら十分な答弁とは思えないものから、また後刻これはやらせていただきます。私は、今の法の不整合を残したまま今後進んでいくと、どこかで現実をそこが生ずるような気がしてしょうがありません。

それでは次に、公文書管理法の関係に移らせていただきます。

三月九日の法務委員会、法務省に対して、法務省の公文書管理の現状はどうなっているかということをお聞きしました。そうしたところ、その際に二点の、まあ二点だけじゃないんですけれども、例示を挙げていろいろ聞いたもので、それから、二つの書類について、残念ながら適切に管理がされていないということが明らかにしました。

まず一つは株券等の保管及び振替に関する法律に関する文書、これは平成二十六年の十二月末に三十年の保存期間が満了しているものです。もう一方が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律に関する文書、これは平成二十五年十二月三十一日に三十年の保存期間が満了しているものでありますけれども、これについて、保存期間満了時に適切に移管、延長の判断をせずに、そのまま放置されていたというふうな承知をしているわけでありまして。

その際に、お手元に資料を用意させていただきました、ごらんをいただきたいと思いますが、内閣府に法務省から報告をするわけでありまして、公文書管理の状況について。今言った二件の文書というのはこの表の中どこに入っているのか。例えば、行政文書ファイル等の総数の中、一番左の欄に入っているのか、あるいは、そこにも入っている、さらに延長の欄に入っているのか。このあたりの事実についてお答えください。

○高嶋政府参考人 お答えいたします。

ただいまお示しのありました一覧表でございますが、この一覧表は全府省の総数を記載したもので

でございます。例えば、平成二十六年度の一番左側にある三百三十一万四千八百一十一という数字は、その年度の移管、廃棄、延長を合計した数字であります。

先ほど委員から御指摘のございました、株券等の保管及び振替に関する法律の資料と船舶所有者等の責任制限法改正法の資料につきましては、御指摘のとおり、満了期間が過ぎた段階で延長手続をとっております。

それで、この報告の関係ではどうなっているか、この関係を申し上げますと、法務省から内閣府に対する報告は内閣府からいただいております。書式に従いまして報告しておりますが、本来は延長すべきこの二件につきましては報告から漏れております。

それはどういうことかと申しますと、この報告は、ある一定のカテゴリーごとに、文書の種類ごとに分けまして何々何々という形で報告しているんですが、その数のカウントにつきましては、法務省内にある電子ファイルの中で延長手続をとっているものをカウントしております。この二件につきましてはとっておりません。したがって、この数から漏れております。

○逢坂委員 これでもやめますけれども、河野大臣、お手元の資料は内閣府が発表している資料でありますけれども、今説明のとおり、実は保存期間が満了した行政文書のファイル数というのは必ずしも全体数がここに載っていないということなんです。今、法務省のごく一部をサンプル的に調べただけでもそれは明らかですね。

したがって、ここに移管、廃棄、延長ということ全部足して一〇〇％というふうに入っていますけれども、これは少し再検討する必要があるのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。これを聞いて終わりたいと思います。

○河野国務大臣 少なくとも法務省の二件があったわけですので、各省においてはしっかりと

りに対応してもらいたいと思います。

法務省も研修にはしっかり出てきていただいているようでございますので、また岩城大臣にしっかり指揮をさせていただいて、そうしたことが繰り返されないと期待をしております。

○逢坂委員 終わります。ありがとうございます。

○西村委員長 次に、大隈和英君。

○大隈委員 自由民主党の大隈和英でございます。質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず質疑の冒頭に、さきのベルギーでの大変痛ましい卑劣なテロがございました。犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、日本人も含めて負傷者の一日も早い御回復をお祈り申し上げて、始めさせていただきます。さて本日は、何よりこのテロ対策を中心に、河野太郎大臣にお越しいただき、質問を始めさせていただきます。

フランスから連続していますイスラム過激派のテロ事件に続きまして、今回はベルギーでのテロがございました。また、中東ではやむことのないテロの連鎖が続いております。既に国際テロは規模の大きさや拡散の仕方からも、旧来の単なる個々のテロ事件ということから、現代においては、テロ組織と国家あるいは市民に対する戦争、それぐらいの認識や定義を改める時期に来ているのではないかなというふうに考えております。

その点について、河野大臣の御見解あるいはお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○河野国務大臣 委員の見方を含め、テロの問題についてはさまざまな見解がございます。また、物理的なテロとサイバーテロと、今サイバーの世界でもテロ行為というのが予測されている中で、これをどういうふうに見るかというのはさまざま議論があるところだと思っております。

いずれにいたしましても、インドネシアの事件あるいはフランス、ベルギーの事件、日本を取り

巻く環境というのは今非常に厳しいというふうな認識をしておりますので、四月十日からの外相会議、あるいはサミットを前に、我が国がこうしたテロをしつかりと未然に防止することができるよう警察を指揮してまいりたいと思っております。

○大隈委員 過去に日本国内におきましても、徐々に記憶というものは薄れていくものなんです。死亡者八名、負傷者三百七十六人の犠牲を出した丸の内での三菱重工爆破事件などの連続企業爆破テロもございました。あるいは、死亡者十三人、負傷者約六千三百人を出した地下鉄のサリン事件は記憶に新しいところでございます。あるいは、主に七〇年代には、日本人グループによる海外での国際テロ事件を引き起こしたという時代もございました。

戦後、我が国においてテロ事件は未遂も含め何件あり、また犠牲者の数は累計でどれぐらいに上がるのか、実際に教えていただければと思います。

○沖田政府参考人 我が国において発生いたしましたテロ事件の戦後からの正確な統計はございませんが、昭和期における極左暴力集団によるテロ事件につきましては、先ほど先生から御指摘のございました三菱重工ビル爆破事件など、凶悪な事件が多数発生しております。こうした極左暴力集団によるテロ、ゲリラ事件としては、統計のある昭和四十七年以降千六百六十一件発生し、死傷者数は、昭和五十四年以降九十六人となっております。

また、右翼によるテロ、ゲリラ事件としては、昭和三十五年、社会党浅沼委員長殺人事件など、凶悪な事件が多数発生しておりますが、こうした右翼によるテロ、ゲリラ事件としては、統計のある昭和六十年以降百九十九件発生し、負傷者数は、平成元年以降八人でございます。

そのほか、オウム真理教につきましては、平成六年六月に発生した松本サリン事件で死者八人、負傷者約四百四十人、平成七年三月に発生した地下鉄サリン事件で死者十三人、負傷者五千八百人以

上となっております。

○大隈委員 要するに、日本の中でも多数の犠牲者を今まで出しているということですね。そして、そのような中で、一歩間違えば本当に何の罪もない一般の市民が犠牲者になる、被害者となる可能性があるわけで、活動家のいるような社会の中、例えば学校のキャンパスあるいは企業などの中で、つい隣にいた、平井先生は違いますけれども、本当に何でも無い、隣でテーブルを並べているだけの方が加害者になり得るようなことは、やはりこれからも気をつけていかなければならないというふうに考えております。

その中で、テロリストの特徴としましては、仲間をふやすために思想的洗脳というのが一つの方法として挙げられると思います。かつて、オウムなどカルト宗教でも同じ手口があったというふうに記憶しておりますが、これだけ情報があふれる世の中になりました、例えば、何も知らない若い学生や家庭の主婦の方ですが、純粋な正義感を逆手にとられて誤った活動に勧誘されるあるいは利用されてしまわないようなことがやはり必要ではないかというふうに考えております。

アメリカ政府は、グーグルなどIT企業の協力を得ながら、ISの過激思想に対する対抗策として、動画やサイトを作成して今啓蒙活動に努めておられるというふうに聞いておりますが、この点につきまして、我が国政府も、健全な青少年や女性を守る、国民を守るという観点からも、こうした点を参考としながら何らかの対策を打っていくべきではないかというふうに考えております。

当然ながら、言論の自由と政府の思想統制には一定の歯どめを担保しながら、諸外国の事例を参考しながら、インターネット、広報活動に関してのテロ対策あるいは過激派対策というものの必要性に関しまして、御見解を伺えたらというふうに思っております。

○沖田政府参考人 御指摘のとおり、ISILは、巧妙なメディア戦術等を背景に世界各地から多くの外国人戦闘員を誘引しておりますが、我が

国におきましても、ISIL関係者と連絡をとっている者や、インターネット上でISIL支持を表明している者が国内に所在しているところがございます。

このため、警察におきましては、各種広報資料等におきましてISILの巧妙なメディア戦術等に言及いたしまして、その危険性を十分認識していただけるように努めているところでございます。

加えて、このたび新たにインターネットオンセンタを設置いたしまして、こうしたものも活用いたしまして、個人の過激化やISIL活動地域に渡航を企図する邦人に関し、インターネット上の情報等関連情報の収集、分析を行うこととしておりまして、今後ともインターネットを活用したテロ対策を推進してまいりたいと考えております。

○大隈委員 ここまで世界の情勢が激動している中で、旧来の法制ではなかなか対応し得ない、あるいは当時想定できなかった時代となってきたというふうに考えております。ぜひとも、法整備も含めて、万全という言葉はやはりないわけですから、特に今、オリンピック・パラリンピックを控えながら、日本人だけではなく、世界から日本を訪れる全ての方の命をやはり平等に守っていくということに関しまして、さらなる対策をお願いしたいというふうに考えております。

先ごろ、衆議院は、議院運営委員会におきまして、警察及び秩序に関する小委員会も、私が所属させていたしまして、参議院同様に、院内の入館者に対する液体検査の検査機を導入することが審議されました。

院は、国権の最高機関として、言うに及ばず、常時多数の報道関係者や職員、また小学生などの見学者も抱えております。仮にテロ集団が院を攻撃する場合に、爆薬を用いなくとも、例えば、想像もしたくないですが、小学生や女性職員が人質にとられる、いろいろなさまざまな想定が考えられるというふうに思っております。

院内の基本的な警備体制、特に瞬発的な緊急事態を想定した衛視の方や警察官の役割分担、連携について、特にお聞かせ願えたらと思っております。

○近藤参事 お答えをいたします。

院内の警備は、基本的には衛視が行っております。国会の開会中は、国会法第十五条の規定に基づきまして、警察官も本院の警備に当たるといふようになっておりますが、実際には、院内の警備は衛視、警察官は国会の外周を警備するということになっております。

突発的な緊急事態が発生した場合でございますけれども、衛視と警察官が連携して直ちに対処する必要がありますので、日ごろより、衆議院警務部と警視庁の警備担当者が連絡体制を整備しておるところでございます。

緊急事態に際しましては、衛視と警察官とが協力して事態に対処いたしますけれども、例えば、銃を所持した者が院内に侵入した場合を考えますと、避難誘導あるいは負傷者の救護などは衛視が中心となつて行いますが、侵入者の身柄の確保については警察官が主体となるといふふうになります。爆発物が持ち込まれたという場合を想定しますと、爆発物の処理は警察官が行うということになります。

以上でございます。

○大隈委員 今御説明いただきましたとおり、やはり、なかなか瞬間的な事態に即応できるかというところ、まだまだこれから課題があるかと思っております。

そういう点で、昨年は初めて院内での警備訓練もしていただいたということですが、例えば、我々が本会議中に、爆発物ですとか上からサリンのような化学物質を投げられるようなことも含めて、本会議中の避難、退避のシミュレーションですとか、ありとあらゆることをこれからやっていかなければいけないのではないかとこのことを痛感しておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

さて、本日は、もう一点、時間も限られておりまして大変申しわけございませんが、中央省庁移転についてお尋ねさせていただきます。

一昨日、政府のまち・ひと・しごと創生本部が、中央省庁の地方移転に向けて、まず、文化庁を初め地方移転を発表していただきました。

私も京都に隣接するところで、地元でございますので、心から、京都への文化庁の移転にしまして歓迎と御礼を申し上げたいと思います。

その中で、まだまだ課題というものがこれから検討されるかと思っております。ぜひともスピード感を持って前進していただきたいと思っておりますが、この機会に、改めて地方創生の観点から、省庁移転の意味、そして京都への文化庁移転に期待される役割などをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○牧島大臣政務官 お答えいたします。

政府関係機関の地方移転の取り組みは、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情などを踏まえて、地域における仕事と人の好循環を促していくことを目的としており、地方創生に資する政策だと考えております。

また、大隈委員は関西御出身でございますが、京都、関西といえますと、大変多くの文化財が集積をしている地域でございます。文化庁については、文化財を活用した観光がさらに促進されるといったことも御期待を申し上げているところで、地方創生の観点からも意義が大きいと思っております。

○大隈委員 本日お越しの牧島政務官は米国の留学生生活もありませんし、また、堂政政務官は、おいしい寒ブリで有名な富山県の氷見市と東京を往復しておられるというふうに聞いております。

そういう点で、遠くに赴任するという点は、最初は抵抗があるものですが、後で振り返ると、大変得がたい経験であることが多いと思えます。その一方で、今までは転勤ということで異動はあったかもしれませんが、省庁の移転となりますと期

限つきというわけにはいきませんので、実際問題、職員の方々にはいろいろな戸惑いもあるかと思ひます。

その点について、事前に、例えば職員全体にヒアリングがなされたのか、あるいは調査がどれくらいされているのか、実際に省庁の職員の本音のところがなかなか見えてこないところがございまして、ぜひそういう点でもその一端をお聞かせ願えたらと思つておりますが、いかがでしょうか。

○牧島大臣政務官 御指摘ありがとうございます。省庁で働く人々の思いはという御質問でございますが、現時点では一般論となつてしまひます。では、実際に移転する段階での職員の異動に当たっては、職員の雇用や勤務条件への適切な配慮が必要であらうかと思ひます。

また、大隈委員御指摘のとおり、いろいろな場所に行つてみると新たな価値観に触れ合うことができるということもあると思ひます。

私も徳島視察をさせていただきましたが、いいところがございますし、働き方の改革にもつながる、また、人生にとって新たなプラス、副次的な効果ということも期待をしていきたいというふうには思ひます。

○堂故大臣政務官 お答えいたします。

もちろん、職務ですから、決められたことに全力を尽くすのは役人の務めだと思つていますが、こちらとしては十分な配慮もしていかなければいけないと思ひます。

その上で、先ほどからちよつと議論いただいておりますけれども、文化を核とした全国の地域の活性化、それから京都からの国際発信力の向上が期待できることから、文化庁の強化を図りつつ全面的に移転することが決定されたものです。

そういう方向が出ましたので、文科省では、地域における文化財など多様な文化芸術資源が全国に存在する我が国でありますから、この際、文化芸術資源を一層活用し、観光地の魅力や産業の付加価値の創出につなげていくことにより、経済波

及効果を生み出すことができるものと考えておりまして、その作業を推し進めておりますが、今、一億総活躍社会を目指す中で、現在のGDP五百兆を六百兆という目標を持つております。ぜひ、こういう資源を活用してその施策に貢献したいと思つております。そういう意味で、京都への移転は、文化がGDPの拡大にも資する積極的な意義があると考えています。

このたびの決定が、地方創生の観点はもちろんですけれども、我が国の文化行政のさらなる強化につながるよう、しっかりと進めていかなければならないと思つています。

○大隈委員 ありがとうございます。

そういう点は、非常に今、移転が見送られた自治体の知事さんですとか、あるいは全くリクエストを出しておられなかった知事さんからは不満の点もあるかもしれません。例えば陳情が今度は遠くなるか、いろいろ意見も批判もあるようですが、そういうことをつぶさに見ていきますと、やはり東京一極集中に我々がもうなれ切っているんじゃないかな、物心両面でかなり依存してきているんじゃないかなということこそを自省せねばなりません。

我々国民一人一人の意識のあり方を図らずも露呈したものかなというふうに考えておりますが、そういう点で、ぜひとも、地方自治体の首長さんを初めとした地方側の意識の転換を、一緒に進めてまた取り組ませていただければというふう

に思つております。

この手の議論には、総論賛成、各論反対ということがありがちなんです。このままでは地方が消滅してしまふ、あるいは来る大災害の際に首都機能を補完しなければならぬ。何よりも、先ほど牧島政務官もおっしゃられました、私も経験がありますが、やはり副次的なメリットというのの後からどんどん出てくると思ふんですね。ですから、そういうところも含めて、地方独自の文化、経済を発展させるためにも、今の歩みを

さらにダイナミックに、国民がよかったと実感していただけのような政策推進をお願いしたいと思ひます。

その点につきましての今後の展望について触れていただければと思ひます。

○牧島大臣政務官 ありがとうございます。

今回、まち・ひと・しごと創生本部において決定した政府関係機関移転基本方針に基づき、来年度以降、移転に向けた具体的な取り組みを進めていくこととなります。まずは、こうした取り組みを着実に実施して地方創生の実を上げていくことが重要であると考えています。

その上で、そうした取り組みを進める中で、今大隈委員より御指摘あつたとおり、東京一極集中の是正に向けてさらにはどのような取り組みが必要かなどについては、これまでの取り組みの検証などを行いながら検討してまいりたいと思ひます。

いずれにしても、地域の強みを見詰め直したり、受け入れ体制構築のために地域の官民が連携して協力する体制をとつてくださったことは大事にしていききたいと思つておりますし、引き続きの御指導をいただければと思つております。

○大隈委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○西村委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 おはようございます。

改革結集の会、鈴木義弘、最後の質問になろうかと思ひますが、十分の限られた時間でありまして、質問に入らせていただきたいと思います。

私たち人間は、いろいろなことをつくり出そう、直そうとか、いろいろなことをやって今日まで来ているんだと思ふんですね。何を言わんとしていたのかといったときに、科学技術をどんどん進めていったときに、そこまでやるのかということ

ろまでやらざるを得ない時代に来ているんだと思ひます。

一つの例を挙げさせていただくんですけども、人の精子や受精卵の取り扱い、遺伝情報

の活用、これは、おとしの山中教授のiPS細胞が一つの例だと思ひます。

一九七〇年代初めにアメリカで、バイオエシックス、生命倫理学という言葉が誕生したと聞いています。生命倫理はその後、先端医学、生命科学の進展がもたらす生命に対する新たな人為的介入について、命の尊厳に基軸を置きながら発展してきたと言われている。

京都大学の加藤教授は、バイオサイエンスの主流は個人主義的自由主義であり、他人に危害を加えたり与えたり迷惑をかけたりの限り、自分のことは自分で決めることができるという自己決定権がバイオエシックスの原則の大きな柱となつてきた、非専門家である患者、私たちですね、市民の視点に立ち、患者の自己決定権に基づいた医師と患者関係、医療倫理が生命倫理の中心とされてきたのであるというふう

に述べているんですね。一方で、全ては患者個人の自由だと認めてしまつと、逆に混乱が起きかねないという考え方も存在している。この場合は、社会の秩序を維持する上で、社会的合意に基づいて患者の自己決定権に一定の制限を与えることがあるという考えである。

患者の自己決定権と社会的合意のどちらを優先するか。これは厚生労働大臣のかはわかりませんが、科学技術を一つの横串として統括する国務大臣に、まず大臣はどちらを優先するかお尋ねしたいと思ひます。

○島尻国務大臣 鈴木委員から大変に重い、非常に本質的な御質問をいただいております。適切なお答えになるかどうか確信は持てないわけでありまして、精いっぱいお答えをさせていただきます。

まず、今ある科学技術の進歩に関してお話があつたわけでありまして、医療に資する技術の研究開発というのは日進月歩であると思つております。

この研究開発では、もちろん安全性を有効性の確認を行つて、臨床、応用へと進められます。今委員の御指摘の、患者たちの要望というも

のに應えるためにこれらの研究成果を適切に社会に還元していくことは大変重要だというふうに考えています。

ただ、他方、技術や研究の内容によっては国民の理解が必要な場合もあるために、実際にこの研究開発が人に適用されるためには一定の社会的な合意というものが得られているということも大変重要だというふうに考えます。

〔委員長退席、中根（一）委員長代理着席〕

○鈴木（義）委員 例えば、今、目の網膜を再生医療としてやっていたり、心臓をつくるとか腎臓をつくるとか、パーツとしてつくるのならいいんですけど、究極は人間を一つつくってしまおう。これは、クロニン羊がスタートしたときから、クロニンのドリーちゃんをつくった学者さんが、世の中に出しちゃいけないものを私はつくってしまった、そういうふうな後で述べているんですね。

ですから、患者のニーズがあるからとか個人の欲望があるから、不老長寿というのは誰だつてそんなんです、でもどこかで、ここまでだよねというの、時代とともに変わるかもしれないけれども、やはり、今まででする、いろいろな意味で、科学技術ばかりじゃなくて、世の中がきちつと国民的なコンセンサスを得ていないで、国会だけで法律をつくって推進してきたり歯どめをかけたりしてきたんじゃないかと思うんですね。

ですから、科学技術は際限なくやっていたりかなくちゃいけないんだと思うんですけども、事人間、例えば種苗みたいな、今は、GM食品については日本は、基本的には人間が直接口に入れるものは入れませんよ、でも、しょうゆをつくったり加工品の原材料として使う分には認めている国なんです。

ですから、食品はいいんですよ、人間は際限ないんですよ、まあ一緒のことか、逆のことなんです。

そこをどこをどこかできちつと知見に基づいて、ここまではいいでしょう、ここまではだめで

しょうというのをやらないと、では、ハイリスクな出産を望んでいる女性の方がいらつしやって、先日でも新聞に出ていましたけれども、自分の卵子を冷凍保存するわけです。将来に技術が確立されたときに自分の卵子を使って子供を産みたい、それを認めるか認めないかというのをきちつとやはり議論していくべきだと思うんですね。

日本の生命倫理の考え方をどちらの方向に大臣はリードしていこうというふうにお考えなのか。

それともう一つ、過去に国民を巻き込んだ議論として今日の先端医療技術の推進を図ってきたのかどうか。あわせてお尋ねしたいと思います。

○島尻国務大臣 先ほどもお話をさせていただきましたが、研究に係る生命倫理の課題の検討については、先ほどの御質問にあった患者たちの要望と社会的合意についてはどちらも重要であつて、そのバランスをとっていくということが大事なんだというふうに認識しています。

その上で、その判断については、個々の具体的事例あるいは実施される技術の内容について行われるべきであらう、その際、現場の研究者あるいは所属機関による判断の基本となるものが示されているということが望ましいと考えています。

総合科学技術・イノベーション会議におきましては、生命倫理の観点も踏まえて適切に研究開発、研究活動というものが行われるように、専門家のみでなくて国民の意見も聞きながら、関係省庁とも連携して生命倫理に関する検討を行っているところでございます。

過去、国民を巻き込んだ議論をした上で今日の先端医療技術の推進を図ってきたのかという御質問でございますけれども、過去の事例として御紹介させていただいたのが、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」というものの策定に当たって、生命倫理専門調査会というものが開かれております。

そこでは、生命倫理、宗教、生物学、法律学、医学、そして、哲学など、幅広い有識者による検討を行った。また、この専門調査会における検討に

当たっては、最終的な結論を出すときに、パブリックコメントによって国民の意見を求め、さらには、東京そして神戸において合計二回にわたつてシンポジウムを開催して、国民と直接対話を実施して策定を行ったということでございます。

総合科学技術・イノベーション会議において、今後とも国民との意見の交換も行いながら、先端医療技術に関する生命倫理的な課題について多面的な議論をしていく所存でございます。

○鈴木（義）委員 例えば、わかりやすく言えば胃瘻ですね。ヨーロッパは、胃瘻をするかしないか、人間の生命を短くすること、また長くすること、これはしないというルールをつくったわけなんです。だから、ヨーロッパでは胃瘻を極端にはやらないんです、ある程度の年齢に達した方に関しては、ですから、やはり、そういったものをルール化するのにきちつと方向を出した方がいいんじゃないかという考え方なんです。

現場に任せますよ、技術でいいですよ。でも、家族もそれだけんかの騒ぎになるわけです。本人は、もう自分は延命治療したくないと言いつつ、自分の子供の中で何人かで話をしたときに、やはりもう少し、鼻中でも何でもやっていいから長らく生きてもらった方がいいという考え方。でも、そこは現場に任せるからといって、二年でも三年でも延命治療が続けられている。誰もどうにも、死なない。

そうじゃなくて、医療ばかりじゃなくてほかの科学技術も、やはり一つの、ここは越えないようにしましよというのをきちつとやらないと、いろいろな方向に皆さんおやりになっていくわけですから、後になって法律をつくって規制する、そういうことになり得るものですから、横串を刺すという意味で、ぜひ大臣に御活躍いただければと思います。

以上で終わります。

○中根（一）委員長代理 次に、武井俊輔君。

○武井委員 ありがとうございます。貴重な機会を自民党、武井俊輔でございます。貴重な機会を

いただきました。感謝を申し上げます。
では、早速ですが、質問をさせていただきます。

きょうは、安倍政権、なかなかすぐ内閣府が観光立国として大変大きな成果を上げておりますわけですが、その中で、迎賓館等の国有施設の活用ということについて、まずお伺いをしたいと思います。

今般、迎賓館、また京都の迎賓館の方につきましても、見学の方法が大幅に見直されるということになりました。年間二百日以上は開放、また人数も相当緩和されるということで、菅官房長官も大変力を入れておられるわけでございます。

私も先日、赤坂の迎賓館を視察させていただきました。たんですが、大変荘厳な洋風建築がこの首都の四谷を曲がったところから大きく見えるわけですが、中に入りましても、改めて大きな実感したわけでございます。

きょうは松本副大臣にお越しをいただいております。副大臣はどうですか、迎賓館を御見学になったことはございますでしょうか。

○松本副大臣 何回か視察させていただきました。副大臣になる前から、何回か足を運ばせていただいたところであります。

○武井委員 ございましたら、ごらんになつての感想は同じかと思いますが、大変荘厳で、そしてまた調度品も一つ一つ大変美しいわけでございます。これの開放を広くしていくことは大変大事なことでありますけれども、やはり一方では、劣化でありますとか、また調度品が破壊されないうこととか、盗難であるとか、そういったようなことにもしつかりと、より管理をしていかなければならない。また、今は手すりだけをさわっていいといったような話もあるわけですが、これからまた、より管理が必要になつてくると思っております。

今回の見学の拡充の狙いと、またその対策についてどのように取り組まれるか、お伺いをしたいと思います。

○松本副大臣 迎賓館に関心を持っていただきま
したことに、まずお礼を申し上げたいと思いま
す。

その上で、赤坂迎賓館につきましては、明治期
の我が国の建築あるいは美術界の総力を結集し
て、当時の日本人の英知の全てを結集してつく
られた建築物でありますし、京都迎賓館につきま
しては、我が国の伝統的技術が数多く活用をされ
て、京都の工芸文化というものを色濃く反映した
ものであります。

両館ともに非常に価値の高い建造物であります
けれども、こうした歴史や伝統にあふれる我が国
の施設は、多くの国民や外国人観光客にとつても
大変魅力あるものであります。単にこれを外国か
らの賓客の接遇だけに使うということではもった
いない。こういう思いもございまして、これを大
胆に開放して、その魅力を存分に味わっていただ
くということは、安倍政権が進める観光立国はも
とよりであります。元氣な日本を創出していく
上で大変有効な手法だ、こう考えております。

一方において、先生御指摘いただきました、こ
うした一般開放することによって大切な大切な
私たちの国の資産が荒れるというようなことが
あつては元も子もないわけでございます。

赤坂迎賓館、京都迎賓館において、赤坂におい
ては既に済ませたところでありませうけれども、実
験的に、可能であろうかどうか、どこまでが可能
であるかということをやった上で、一日三千人の
一般公開、季節を限ってやっていただけたわけで
ありますが、四月十九日からは通年で一日三千人の方
にしたい、まず赤坂迎賓館においてはそれのよ
うに始めたい、こう考えております。

京都迎賓館につきましては、四月二十八日から
五月九日までのゴールデンウィークに試験公開と
いうことでやらせていただいた上で、今後のこと
を決めていきたい。事前予約なしの当日受付で、
自由に参観可能として、人数につきましても、例
年は一日千三百人ということございましたけれ
ども、それを千五百人から二千人の方の参観をい

ただいた上で、今後、こうした数字が妥当である
かどうかということを検討して、七月下旬をめど
に充実した公開が行えるようにしたい。

また、一方で、接遇施設としての第一目的、こ
れがゆるがせになるようなことでは困る。この観
点も踏まえて対応していくつもりであります。ど
うぞよろしく願ひします。

〔中根（一）委員長代理退席、委員長着席〕
○武井委員 ありがとうございます。

確かに、一義的には接遇施設であることもその
とおりでございますので、また改めて、それを踏
まえた上での活用ということになるわけですね
けれども、前進していただくことは大変ありがたい
と思っております。

その上で、せっかくのあれですから、もう一歩
踏み込んだ活用もお願いしたいと思うところでご
ざいます。

例えば、迎賓館の中は大変巨大なホールもあれ
ば、大変美しい前庭もあるわけでありまして、こ
ういった宮殿や美術館のハードを例えばコンベン
ションとかパーティーに貸し出すこと、これはユ
ニークベニューという言い方をしますが、欧米で
は大変進んでおります。例えば、ルーブル美術館
のパーティーなんというののも一般的ですし、迎賓
館に非常によく似ていると言われますウィーン
のホーフブルクの宮殿、また、ロンドンにおいて
は、実際にあのウィリアム王子が居住をしている
ケンジントン宮殿、こういったようなところも貸
し出しをされているということになっておりま
す。

日本でも、このユニークベニュー、少しずつで
すが、美術館等で進んではきております。当初
は、食品衛生法とかいろいろな規則とかでなか
か難しいと、法的な壁も高かったんですが、最近
は、JATA、日本旅行業協会、こういったよう
なところが専門のホームページなんか出すよう
になってきたところでございます。

そういった意味で、先ほど副大臣からもありま
したが、迎賓館、その趣旨である賓客の宿泊は年

に三、四回ということでありまして、そういった
活用もできるんじゃないかと思っております。

例えば、グッチとかエルメスとか、あいった世
界のブランドがパーティーをするとか。そういった
ようなことであれば、相当な金額でも需要はあ
るでしょうし。

よく世界の超富裕層が、東京には我々が泊まる
ホテルがなかなかないみたいな話がありまして、
いろいろ観光業界の方とお話しすると、迎賓館
だったら一泊一億円で泊まるという人は必ずい
るんじゃないかといったような話もあるわけでご
ざいます。世界にはそういう超富裕層というのは
やはりおるわけですね。

そういった意味では、せっかくの開放ですか
ら、そういったさまざまな可能性、なかなか、
こういったユニークベニューの取り組みもぜひと
も鋭意検討を進めていただきたいと思います。見
解をお伺いしたいと思います。

○松本副大臣 先生、大変ありがたい御指摘をい
ただいてるところであります。

迎賓館というのは、日本国がお招きをした国賓
等にお泊まりをいただくということであつたわけ
でありますけれども、我が国にとつて大切なお客
様ということであれば、ここを御利用いただくこ
うなことを可能にしようというところで、少し
づつ開放に向けてやってきております。

しかし、まだまだ、民間の企業活動といいま
しょうか、単なるホテルがわりというところで、一
億、二億いただけるんだつたら誰でもお泊まり
くださいということになりますと、やはり、赤坂に
どうかということになりますと、やはり、赤坂に
つきましては、東宮御所としてお使いいただいた
歴史もありますし、今上陛下、そして昭和天皇
等々が一時期ここでお過ごしをいただいたとい
うようなこともございます。そういったことに対
する国民感情というものもありますから、そう
したことに事細かく対応しながら、国民の皆
さんの、ここまではいいよという了解を得た上
でなければ、一気に経済活動を前面に押し出
してというような施

設ではないということをご理解いただきた
いと思ひます。

ただ、もつと手広くここを日本の外交上
生かしていきたいという思いは強くあります
ので、そうした点での改善は少しずつ進め
ていきたいと思います。

○武井委員 ありがとうございます。

確かに課題があることは十分承知してお
るんですけれども、諸外国ではそういった事
例もありませんので、ぜひともまた研究
をしていただけて前向きにお取り組みを
いただければというふうに思っております。

続きまして、きょうは宮内庁からお越し
をいただいておりますが、京都に存する施設
の開放についてお伺いしたいと思います。

京都迎賓館は内閣府の所管ということで、
今副大臣からもお話をいただいたわけ
ですけれども、京都にはそれ以外にも、
国家が誇る多くの建物がござ
います。

具体的には、京都御所、桂離宮、修学院
離宮、仙洞御所、こういったようなものが
宮内庁が管理をされているものであり
まして、先日NHKでも、「桂離宮 知ら
れざる月の館」と、大変すばらしい
映像が流れて感動したわけでありま
す。

これらにも、もちろん見学は受け付けて
おるわけですが、いろいろと見学の要
項などもあるわけですが、現在イン
ターネット予約もできるようになつて
います。往復はがきとインターネット
というふうなことになるんですが、
なかなか予約がとれないというの
はよく言われておりました、イン
ターネットの掲示板などを
見ても、なかなかどうやらとれる
のかみないなことがあつたりと
かする。また、英語向けの予
約サイトがないにもかかわらず
代理人の予約申し込みが認め
られていないので、なかなか外
国人は現実的に予約が難しいとい
うこと。

一応、あいていければ前日に申し込
めるといふことになっておるん
ですが、現地に前日に行かない
といけないとか、また、平日が
基本で、土曜も毎

回ではない。また、日曜、祝日は休み、見られないということにもなっております。

そういった意味では、迎賓館が今こういう形で少しずつ開放にも動いているわけでありまして、こういった宮内庁が管理をされる京都の施設も、これだけ観光にも大きな素材になるかと思えます。改善の要があるのではないかと思います。宮内庁としてどのようにお考えか、見解をお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

宮内庁におきましては、今委員御指摘のように、皇室の御活動や伝統文化に關します国民等の深い理解をいただきますように、京都御所、今お話がございましたさまざまな施設につきまして公開を進めていくということで、いろいろな取り組みをこれまでやってきたところでございます。

今般、先ほど副大臣の方からお話ございましたけれども、政府全体で、国有施設を積極的に公開して内外の方々に知らんただけるように取り組んでいくことが示されたところでございます。宮内庁といたしましても、従来の取り組みをさらに拡充していきたいと考えております。

今お話がございました、例えば桂離宮、修学院離宮及び仙洞御所、こういったものにつきましては、土曜、日曜にも参観をこれからやっていく、それから当日受け付けも可能となる方法を検討していきたいということで、今検討いたしております。

それからまた京都御所につきましても、事前予約不要の、土曜、日曜を含めた一般公開を通年で行う方法を検討するなど、現在、幅広く検討を行っているところでございます。

それから、今ちょっと先生御指摘いただきました、例えば京都御所ですとか桂離宮に外国の方がインターネットで事前に参観申し込みをするということにつきましては、これはかねてからそういう御要請がございました。したがって、現在では、英文でございませけれども、インターネットで参観申し込みができるということにはいたして

おりまして、最近には特に外国の方々も多くいらんだいている現状にございます。さらに努力をしてみたいと思います。

○武井委員 ありがとうございます。

一つずつ、またこうして改善の取り組みを、これはまさに内閣府と連携して取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、宮内庁に引き続きお伺いをしたいんです。

私は宮崎県の出身でございまして、宮崎県の中に西都市というところがあるんですが、ここに西都原古墳群という大変大きな古墳群がございまして。三百十一基の古墳が丘の上に、非常に広大な場所にあるわけですが、宮崎県も、世界遺産の登録も目指そうということで活動をしておるわけでございます。

この古墳の中心に、男狭穂塚、女狭穂塚という大きな二基の古墳があるわけでございます。これは、いわれによりまして、アマテラスオオミカミの孫であるニギノミコトとその奥さんとされますコノハナサクヤヒメの陵墓だということになっております。現在は、皇族の墳墓であると考えられるが、いわゆる被葬者が確定できない陵墓参考地ということで、宮内庁の管理になっておるわけでございます。

ところが、ほかの古墳、鬼の窟とかいろいろあるんですが、これは非常にいろいろ整備がされてるわけですが、こういう形で、実際は、ぱっと見ると、ただ杉が覆った、こんもりした雑木の山みたいな形になってるわけでありまして。

創建当時、これはえらい昔の話ですけども、石でふいていたというふうに言われておりますが、残念ながら、現在そこを見ても、ちょっとそういうものの想像もできないというようなところでございます。

この場所が日本史の古代史を考えるのに極めて重要な場所であるということは間違いないわけでございます。

そういった意味で、その古墳の内部についてはまだ調査もできていないというような状況もあるわけでございます。そういった調査、そしてまた再現も含む、やはりそういったようなことをしていくことで、日本の古代史また歴史もより身近になってくる、また観光にも非常に大きな効果があると考えております。

もちろん、墳墓でありますから、なんぞ皇族の墳墓でありますから、静謐、尊厳を保つというところは当然のことですけれども、それを踏まえた上でこういった整備、調査を進めていく必要があると考えますが、宮内庁の見解を求めます。

○山本政府参考人 今委員御指摘のように、陵墓及び陵墓参考地につきましては、これは現に皇室において祭祀が行われているところでございまして、皇室と国民の追慕尊崇の対象になっているということでございます。したがって、何よりも静安と尊厳の保持というのが管理上最も大事なことで、我々心して管理に努めているところでございます。

ただ一方、陵墓あるいは参考地もそうでございますが、歴史的、文化的価値を有しているということも事実でございますので、これまでも、今先生おっしゃいました西都原古墳群は、宮崎県、地元、西都市、それから関係者がその保存、整備に非常に力を入れておられることはよく承知をいたしております。

そういう中で、今おっしゃいました陵墓参考地の測量事業、これは県の方でおやりになったわけでございますが、それに宮内庁としても協力をしたところでございます。

それから、今先生おっしゃいましたように、山のような形になっていて、木が非常に繁茂しているといったようなお話もございました。私もこれにおきまして、毎年、わずかではございますけれども、間伐などの林相整備にも努めて取り組んでいて、こういって、こういった墳丘

上の樹木というものをどのように管理していったらいいの。余り手を入れますと墳丘自体を傷めることにもなりますし、あるいは、樹木が余り大きくなり過ぎますとその根で墳丘がまた傷つく、こういったこともあろうかと思えます。

そういったことを、それぞれの陵墓の現状を見ながら、どのような樹木管理がいいのかといったようなことにつきまして、地元自治体等とも、よく意見を聞きまして、今後研究していく必要があるなと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、陵墓の本義といったものを大事に管理していきたいと考えております。

○武井委員 ありがとうございます。

副大臣も最後までお残りいただきましたが、日本の貴重な先人の遺産、こういったようなものをさまざまな形でまた次の世代につないでいく、あわせて、連携して取り組んでいただきたいと心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○西村委員長 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美でございます。

本日は、今審議がずっとされておられますIR法案について、そして関連して依存症対策についてお伺いをしたいと思います。

短い時間ですので早速入りたいと思いますが、二〇一四年六月に閣議決定された日本再興戦略において、統合型リゾート、いわゆるIRについて、関係省庁において検討を進めるというふうに位置づけられました。その後、内閣官房に検討組織が設けられ、取り組んでこられたものと思えます。

まず、これまでの検討の経過とその成果について、簡単に聞かせたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

今、委員おっしゃいましたように、IRにつきましては、一昨年、平成二十六年六月の閣議決定

「日本再興戦略改訂二〇一四におきまして、」IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。」というふうにされたところでございます。

これを受けまして、同じ年、平成二十六年七月に、内閣官房に特命事項担当の内閣審議官を置き、さらにその下に関係省庁からの出向者の体制を整えまして、これまで、委託調査事業ですとか関係者からのヒアリング、あるいは海外現地調査などを通じて、諸外国におけるIRの事例に関する調査検討などを行ってまいりました。

例えば、IRの諸外国の事例に関しましては、IRが観光振興、地域振興、産業振興などに与える影響、効果ですとか、逆に、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成それから依存症防止、こういった観点から問題を生じさせないための制度上の措置といったことにつきまして、その実態などを調査、情報収集してまいりましたところでございます。

○河野(正)委員　ことし三月二十二日火曜日の読売新聞に、カジノ特命チーム、業務凍結、五輪に間に合わないとの記事が掲載されております。IR開業を二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた成長戦略の目玉の一つとしていたが、間に合いそうにもないので、一旦チームを閉じるとの趣旨でございました。東京オリンピックにはもう間に合わない、長期の検討課題として練り直すべきであるとの政府高官の発言も紹介されております。政府高官という方がどなたかわかりませんが。

この記事は事実であるんでしょうか。事実とすれば、IRについて政府のスタンスが変わったと受けとめなければいけないのか。政府の見解を伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人　お答えいたします。

そのような報道があったことは承知しておりますけれども、業務を凍結するといった事実はございません。私どもとしては、一昨年の閣議決定、それ

から同じ趣旨で昨年も閣議決定をされております。この閣議決定に基づきまして政府として必要な体制を整えて関係省庁で検討を進めていく、そういうスタンスには変わりはありません。

○河野(正)委員　先ほども紹介しました日本再興戦略では、このIRについて、「観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」「世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備及び国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み」という項目で取り上げられております。つまり、外国から観光客を呼び込む一つの方策として位置づけられているわけでございます。

現在、外国人の入国者は増加の一途にありまして、二〇一五年は過去最高の千九百七十三万七千人と、前年比四七・一％の増加、一九六四年以降最大の伸び率というふうになっております。

こうした状況を見ますと、IRの整備がなくても我が国は訪日観光外国人を呼び込む力があるというふうに考えますが、二〇一九年ラグビーワールドカップや翌二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックを控えて、より一層訪日客が増えていくのではないかとこのように考えています。

昨年まで、IRもない中で、訪日外国人客数の増加の理由をどのように分析されているのか、そして今年以降の推移について政府としてどのような見通しを持っておられるのか、伺いたいと思います。

○古澤政府参考人　お答え申し上げます。

訪日外国人旅行者数は、昨年、二〇一五年の年計は、今御指摘がありましたとおり、対前年比四七・一％増の千九百七十三・七万人、ことし、二〇一六年に入りまして、一月から二月までで対前年比四三・七％増の三百七十四・三万人となるなど、引き続き好調となっております。これは、近隣アジア諸国などの経済成長と円安傾向の継続のほか、ビザの大幅緩和や免税制度の拡充、CIQ体制の充実などの政府一丸となった取り組みの

推進、さらには継続的な訪日プロモーションの効果などによるものと考えております。

今後の見通しにつきましては、現在、次の時代の新たな目標設定と、そのために必要な対応について検討を行うべく、安倍総理を議長といたしまして、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で議論をしているところでございます。この観光ビジョン構想会議において議論された内容を踏まえつつ、さらにレベルの高い観光立国の実現に向け、政府一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○河野(正)委員　私の地元福岡でも、アジアのゲートウェイとして本場に多くの観光客に来ていただいているところでございます。本場に地域経済に活力を与えてくれているというふうに思っているところでもありますけれども、一方で、MICEという、いわゆるミーティング、会議であるとか展示会、国際会議、こういったことに関する対応が我が国は極めておこなわれている、出回っているんじゃないかなと思います。

日本最大と言われる東京ビッグサイトに関しましても、お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、世界でいえば七十二番目でありまして。残念ながら、我が福岡県のマリノアメッセというのがありますが、今、二つ目をつくらうというふうに検討されていると思いますが、〇・九万平方メートルしかないということで、極めて小さい。

一方で、見ていただくと、福岡からすぐ近くにありまして、極めて大きい。二位にありますが、四十三・三万、あるいは二十万、八・一万と、上海だけでも三つあるということでもあります。

整備ができていないことで、福岡でも多くのこういった展示会の申し込みを断っているというふうな聞いておりますし、極めて大きなビジネスチャンスを失っているのではないかなと思っております。

今後はむしろ、東京オリンピック・パラリン

ピックの開催後、訪日客を継続して呼び込んでいくための手段として、今我が国にないIRのような施設整備が求められるんじゃないかというふうに思っています。カジノ法案という見方だけではなくて、幅広い視点で検討する必要があるんじゃないかと思えます。また、これに伴って、犯罪、治安対策や青少年の健全育成、依存症防止などの課題を乗り越えるべく、着実に検討を積み重ねて実行に移していくことが大切であると思います。

立法院はIR法案の検討を進めることでその役割をしっかりと果たしつつ、行政府においても時期が来れば迅速に検討、実行するような体制が求められますが、政府の見解を伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人　お答えいたします。

先ほど申し上げた二度にわたります閣議決定も、政府の中に内閣審議官を置き、さらにその下に体制を整えて、関係省庁において着実に検討を進めていく、そういう目的のために設けられているものでございます。

政府としては、必要な体制を整えて、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○菅国務大臣　まず、先ほどの委員からの質問の中で、業務凍結という話がありました。

事務方が述べたとおり、政府ではそうしたことはありません。政府高官の発言は、少なくとも私でないことは事実であります。

いずれにしろ、観光立国を目指す我が国にとつて、昨年、二〇二〇年目標の二千万まであと三十万ぐらい足りないところまでござっております。これからも外国人の訪日観光客をふやすためのさまざまな施策というのは当然国を挙げて行うわけでありまして、そういうことを考えたときに、このIRというのはまさに欠かすことができないというふうに考えています。

今、国会に議員立法の中で提出されておりますけれども、そうした中で、成立をした暁にはすぐに対応することができるよう状況はしっかりとつ

くつておきます。

○河野(正)委員 どうもありがとうございます。官房長官はもう退席されて結構でございます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、依存症対策について伺いたいと思います。私は、精神科医としてさまざまな依存症患者さんの治療に当たってまいりました。我が国の依存症対策というのは極めて不十分であるというふう

に考えております。IRの議論におきまして、反対という方々の大きな理由の一つが、ギャンブル依存症ということではないかと思ひます。我が国では、パチンコは遊技という建前だと思ひますけれども、一方で、パチンコによってさまざまな問題を生じている方

も少なくはありません。先日、大分県の中津市、別府市など二つの市が、約二十五周年にわたって実施してきた、生活保護受給者がパチンコなどに興じたことを理由に扶助を停止する措置を取りやめた事例について伺いたいと思ひます。

このように、生活保護受給者がパチンコなどにお金を使ったことを理由にして扶助を停止する例が全国でどのくらいあるのか、あわせて、政府が把握している事実関係と、これまで二十五周年実施してきたのになぜこのタイミングで取りやめることになったのか、政府としての認識を伺いたいと思ひます。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。生活保護とパチンコ等の依存症の関係でございます。厚生労働省では、生活保護を受けていたでいてる方が過度にギャンブルなどに依存することは、生計状況の適切な把握、支出の節約を保護を受けておみえになる方に求める生活保護法の趣旨から、望ましくないというふうには考えてございます。

そうした上で、今般の件でございすけれども、平成二十五年の法改正で、生活保護を受けておみえになる方に健康保持増進、収入、支出等の生計状況の把握の義務をかけているわけでございすけれども、それはあくまで本人の主體的な取り組みを求めるといふ努力義務として規定しているところでございます。今回の中津市の件につきましては申し上げますと、それを生活保護の停止の理由として取り扱うような形になって、ちょっと一律的な形になってございしたもので、当該処分は不適切だということで大分県を通じて指導したものでございす。

同様の事例でございすけれども、別府市、中津市それから臼杵市においてあったというふうに存じます。○河野(正)委員 これは本場にさまざまな問題を含んでいる難しい政策課題ではないかなというふうに思ひます。私も、生活保護費の大半をお酒に費やす方々というのを極めて多く見てまいりました。中には不幸な転帰をとった方も数知れずおられます。最近なかなか病院受診に來られないなというところで、訪問のスタッフとかが行つてみたからお亡くなりなつていたとか、極めて悲しい事例を見てまいりました。

いわゆる依存症対策の観点から、生活保護受給者へのこういった生活指導をどのように考えておられるのか、政府の見解を伺いたいと思ひます。〔委員長退席、中根(一)委員長代理着席〕○堀江政府参考人 ギャンブルですとかアルコールですとかそういった依存症は、先ほどの生活保護の仕組みから申しますと、本人には自覚、努力を求めつつ、ただ、それが依存症というようになつてしまった場合には、指導するだけではなくてきちんと医療につなげていく、こういうことが大事なわけでございます。

生活保護の中には自立支援プログラムということがございまして、いろいろな形で、ギャンブルであれば金銭管理を支援する取り組みを行つてみたり、それから、治療支援を必要とする生活保護

受給者に対しては専門的な医療機関への受診を勧奨したりするといったことをさせていたいただいております。

ここで大切なのは、いろいろな専門機関と生活保護の被保護者をどのようにつなげていくかということでございます。自立支援プログラム実施に当たりましては、ケースワーカーと保健所等が連携するようにさらに福祉事務所を促してまいりたい、このように考えてございす。

○河野(正)委員 時間が來ましたので終わらせていただきますけれども、本場にこういった依存症の対策というのは我が国は行つていますし、専門スタッフも極めて少ないのが現状でございす。今後議論されるであろうIR法案と絡めて、しっかりとこういった問題も解決していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中根(一)委員長代理 次に、緒方林太郎君。○緒方委員 民主党、緒方林太郎でございます。そう名乗つて質問するのききょうで最後かと思ひますと、万感の思ひであります。

きょうは、TTPの国内実施法ということで、石原大臣とはもう何度目になるかわかりませんが、よろしくお願ひを申し上げます。この後、TTPの特別委員会でも御一緒させていただきますので、同じく万感の思ひで質問をさせていただきますと思ひます。

先般この委員会でも、TTPの国内実施法については三月八日に閣議決定したものがこれから委員会に上がってくるわけですが、条約を国会で承認して国内法も成立した後、追加的な立法措置についでいかかですかとこのように石原大臣に質問いたしました。石原大臣は、想定してないとか、含みのある答弁だったり、TTPはガラス細工であるとか、ちよつと再交渉と混乱しておられるんじゃないかという不安を持ったわけでありすが、その後、私、質問主意書を出しまして、この件につい

ては追加的な立法措置は不要であるという答弁が返つてまいりました。これはこれでよろしいですね。

○石原国務大臣 言葉足らずで通じていなければ恐縮でございますが、そのとおりでございます。○緒方委員 それを踏まえて質問したいと思ひます。

TTPを国会承認して、そして国内実施法を可決した上で、ニュージーランドに寄託した後に立法措置をとらないということについてはよくわかりました。

では、立法措置ではなく、例えば法的拘束力のないサイドレターとか口上書の交換等を通じて相手の要望に応えようという可能性も封じられているということではよろしいですか、石原大臣。

○石原国務大臣 この件についても丁寧な答弁をさせていただいてきたつもりでございますし、また、委員からいただいた質問主意書にも、しっかりと答えるようにということで、かなり詳しく書かせていただいたと思つておりますが、委員の問題意識は、違つたら言つていただきたと思ふんです。ニュージーランドに出しました、それで、協定に署名した国からサイドレター、サイドレターも二種類あると思ふんですけれども、法的拘束力のあるもの、あるいはないもの等々で、何か新たな要求をされるんじゃないかという認識のもとでの御質問だと思ふのでございす。

これも、何度かガラス細工という言葉を使わせていただいたんですけれども、関税だけではなくて、同時並行で議論がなされてきたわけでございます。そのバランスの中でぎりぎりの合意がなされた協定であり、この協定に沿つて国内対策をすすめるための法案、この間、十一のうちの幾つか御紹介させていただきましたが、そういう法律案を準備させていただいたわけでございます。

そういうバランスを考えますと、委員の御懸念のようなことは、国益を害することになるようなことではないというふうに御理解をいただければと思つております。

○緒方委員 ちよつと今よくわからなかったんですが。

まず、もう一度言いますけれども、これは再交渉の話をしているわけではありません。わかつていますね。

アメリカの国内実施法では、先般も申し上げましたが、サートیفイクエーションの仕組みがあつて、サートیفイクエーションの仕組みを通じてアメリカは、主語は大統領になつていますが、大体その後ろにはコンGRESがいて、コンGRESから要求があつたときに大統領がそれを受けて日本に追加的に、日本の国内法のこのことこのことは実はTPPの義務を満たすのに十分ではないではないかという指摘をして、そしてそれが全部きちつとコンプライアンスが満たされた状態のときにだけアメリカは批准書を寄託する、そういうことがあるので、それを通じてアメリカが要求してきたときに日本は追加的な国内法措置を打つことはない、これについては質問主意書で答弁がありました。

けれども、実は立法措置ではなくて、外務省にいたときの経験でよくあるんですけれども、例えば解釈を確定させましようというツールを通じて、この条約のここはこういう解釈です、そういう口上書の交換をすることを通じて事実上の国内措置を打つとか、いろいろな手法はあるんです。法的拘束力のないサイドレターを交換することで何らかの措置を講ずる、こういうこともあると思います。

そういう可能性も含めて、閉じられているというところでよろしいですね。

〔中根（一）委員長代理退席、委員長着席〕
○石原国務大臣 ただいま委員が御指摘されましたサイドレターあるいは口上書、こういうものによつて協定の解釈をこういふふうに変えろよというふうなことが仮に、仮の話ですけれども、そういうことがあるか、そういうことがあつたとしても、そういうことには応じません。

○緒方委員 では、この件はこの次の質問で終え

たいと思います。

立法措置は不要ということですが、立法措置に当たらないものの追加的な措置もやらないということではよろしいですね。

○石原国務大臣 緒方委員は例として、委員の御経験の中で、口上書等々を交わして解釈を変えたり、さらに求めたりするようなことが多々してあるので、そういうことが今度のTPP協定においてもあるのかないのかという御質問というふうに理解をさせていただくならば、ございません。

○緒方委員 これで終わると一言言っちゃったんですけれども、もう一個思い出したので、もう一つだけ。

立法措置をやらないうことではありますが、例えば政令、省令、さらには予算措置を通じてアメリカの要望に応えるということも、この法律が通つてしまつた後は基本的にないということではよろしいですね。

○石原国務大臣 基本的にないという解釈でございます。

○緒方委員 基本的にが入つたんですけれども、基本的にですか、それともないですか、どちらですか。

○石原国務大臣 委員が、基本的にあるんですか、ないんですかという御質問でございましたので、基本的にない、ないということでございます。

○緒方委員 ないという答弁があつたと理解をいたしました。

では、この件は次に移つていきたいと思ひます。

次は、文化庁と外務省ですが、TPPにおける著作権の法定損害賠償の件です。

TPPの著作権章におきましては、侵害があつた場合、民事上の司法手続において、法定の損害賠償について定めなくてはならない、もう一つは懲罰的な損害賠償ということですが、二つ書いてあるんですけれども、事前のレクで懲罰的な損害賠償の制度については採用しないということだった

ので、法定の損害賠償を定めなくてはならないとなつています。

今回上がつてきた改正著作権法においては、著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額で賠償請求が可能ということが書いてございまして。

法定の損害賠償というのは、英語の正文ではブリエスタブリッシュトグダメージズとなつています。今回の改正著作権法の中におけるどの部分がブリエスタブリッシュトなんだでしょうか、文化庁。

○堂故大臣政務官 お答えします。

TPP第十八・七十四条の6の規定は、著作権等の侵害を受けた権利者が、損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに一定の範囲の額の支払い、一定額の支払いを請求できる旨をあらかじめ定めることを求めるものであると解されます。

したがいまして、請求可能な損害額を特定する一定の基準や方法をあらかじめ定めておくことをもつてブリエスタブリッシュトグダメージズに該当するものと解されます。

そこで、御質問のありました現行著作権法第百十四条第三項は、著作権等の侵害があつた際に、著作権者等が許諾を出していたならば得ることができたはずの額、いわゆるライセンス料相当額を請求可能であるということと定めたものでありますけれども、今回の改正案により新設される第百十四条第四項においては、著作権等管理事業者が管理する著作物等について権利侵害があつた場合に、当該著作権等管理事業者の定める使用料規程により算出した額を損害額として請求可能とすることを定めたものであります。

○緒方委員 それは単に法律で定めたというだけでありまして、ブリエスタブリッシュトの要素がないんだと思ひますよ。

私は実は、このブリエスタブリッシュトグダメージズという言葉のブリエスタブリッシュトを法定と訳していること自体が誤訳じゃないかと思ひますね。どこにも法律のという言葉が出てきませ

ん。これは単に事前に定めるところの損害賠償と本来訳すべきものであつて、今政務官が言われたのは、単に法律でこういう規定でこういう賠償をとりまうということが書いてあるだけであつて、ブリエスタブリッシュトの要素がどこにもないんですね。

条約の解釈、正文は英語ですので、法定の損害賠償というふうには日本語で訳されていますが、それに基いて法律で損害賠償の基準を定めるだけであれば普通の、ただの損害賠償制度を設ければいいわけであつて、そこに法定の、英語で言うところのブリエスタブリッシュトというのが入つてくるということとは、何らかの付加価値がつかないということでは、外務省。

○山田大臣政務官 お答え申し上げます。

御指摘のブリエスタブリッシュトグダメージズの制度は、侵害行為があつた場合に、権利者が、損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに侵害者に対して侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求めることができる制度でございます。

侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求めることができるようにするためには、その一定の範囲を特定する基準や方法を法定することが必要であり、このような制度を法定の損害賠償と和訳することとしたものでございます。

なお、一九九五年に発効したWTO協定の知的所有権に関するTRIPS協定の訳文においても、ブリエスタブリッシュトグダメージズを法定の損害賠償としております。また、二〇一二年に我が国が締結しましたACTA、偽造品の取引の防止に関する協定の訳文においても、ブリエスタブリッシュトグダメージズを法定の損害賠償としております。

○緒方委員 つまり、実際に生じた損害以上の請求をすることができるといふことを使用料規程を通じて損害賠償として定めるから、だから法定のという要件を満たしているということですか。よ

ろしいですか。

では、外務省。

○佐藤(逋)政府参考人 ただいま政務官の方から御説明させていただいたとおりでございますけれども、損害と侵害行為の因果関係の立証をしないでも、侵害者に対して侵害行為の類型に応じて一定の額の支払いを求めることができる制度、こういった制度をプリエスタブリッシュメントの制度というふうに考えてございます。

○緒方委員 実際に生じた損害とそれに対する損害賠償の額が、立証しなくても、必ずしもそれに見合わないものであったとしても、そこに推定を働かせる使用料規程があれば、それでプリエスタブリッシュメントメーτζズだというふうに解釈されるということですか、外務省。

○佐藤(逋)政府参考人 政務官から申し上げたとおりでございますけれども、侵害の類型に応じて一定の額の支払いを求めることができるようにするために一定の範囲を特定する基準とか方法を法定することが必要でございます、こういったものを定めているものを法定の損害賠償というふうに考えて和訳しているものでございます。

○緒方委員 それは、本来日本語に訳すときは、プリエスタブリッシュメントというのは多分、事前に定めるところという表現ですけれども、その要素ではなくて、単に法律で定めたというだけにか聞こえないんです。

法律で損害賠償の基準を定めたことによつて、この要件はこの義務が十分に果たされているというふうな外務省は考えているということですね。

○佐藤(逋)政府参考人 一定の範囲の額の支払いにつきまして、範囲を特定する基準、方法、こういったものを定めることによりまして損害額を権利者が理解することができるということで、それを法定の損害賠償というふうに訳してございます。

政務官から申し上げましたとおり、これは、WTOのTRIPS協定の場合にも同じような形で使っておりますし、ACFTAにおいても同じよ

うに、プリエスタブリッシュメントメーτζズをそのまま法定の損害賠償というふうに訳しているものでございます。

○緒方委員 これは条約審議ではありませんので、もう一回議事録をよく見させていただいて検討させていただければと思います。

もう一つ、改正著作権法の関係で、この法定損害賠償制度は、TPPの協定の中で、将来の侵害を抑止する目的を持っていることを要件としたしております。今回の改正著作権法の規定は、将来の侵害を抑止する目的、目的です、目的を持っていますというふうに思いますか、文化庁。

○堂故大臣政務官 著作権が守られることによつて、そのことが抑止される効果もあると思っております。

○緒方委員 効果があるということではないんです。目的を持たなきゃいけないんです。そういう目的のものだというふうに認識をしておられますか、堂故政務官。

○西村委員長 ちよつと事務的に先に、磯谷長官官房審議官。

○磯谷政府参考人 御指摘の法定損害賠償のTPP協定の目的との関係でございますけれども、TPP協定においては、法定の損害賠償と将来の抑止することについて、それぞれ目的とするということが定められているのは御指摘のとおりでございますけれども、これをどのように実施するかについては、各締約国に一定の裁量が認められております。

政府の見解をいたしましては、将来の侵害抑止を本来的な目的とする制度を定めなくても、将来の侵害抑止の効果が発生することを副次的な目的とする制度を定めることによつて、国内の填補賠償原則に整合しつつ、TPP協定における法定の損害賠償に係る制度を定めることは可能であるというふうに考えております。

○緒方委員 今、副次的な効果ではなくて、副次的な目的と言われましたね。それはそれでいいですね。もう一度、確認であります。

○磯谷政府参考人 将来の侵害を抑止する効果が発生することを副次的な目的として制度設計することが可能であるというふうに考えております。

○緒方委員 それは例に例えらる、豆腐をつくる目的を持って副次的におからができたというのを後で考え直してみても、実はおからをつくるのが目的だったと言っているのに等しいんですね。それに近い状況なんです。

豆腐をつくる目的を持って副産物でおからができました、それをもう一回できた後に見てみたら、実は、いや、あれは豆腐をつくるだけではない、おからをつくることも目的でしたと言いつているに近いんです。

これは、最高裁判決で、そもそもそういう抑止的な効果を持つことというのは、先ほど、民法七十九条だだと思ひますけれども、填補賠償制度との関係で相入れない、そういうものを日本の法制度に入れることはだめだというふうに言われていることとの関係で、副次的な効果として抑止するということを副次的な目的と言ひかえることは若干の詭弁ではないかと思ひますが、文化庁、いかがですか。

○磯谷政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘の最高裁判決におきましては、我が国の損害賠償制度が、将来における同様の行為の抑止を本来的な目的とするものではないこと等が判示されておりますけれども、他方で、当該判決は、我が国の損害賠償制度が、将来の侵害を抑止する副次的効果を有することも認めております。

このことからすれば、将来の侵害を抑止する効果が発生することを副次的な目的として我が国の損害賠償制度を設計することは、最高裁判決との関係においても可能であるというふうに考えております。

○緒方委員 いや、それは本当に、さっきの例で言う、豆腐をつくる目的だったんだけれども、初めから実はおからをつくる目的もあったんだと言っているに等しいと思ひます。これは法案審議のときにもう一度やらせていただきたいと思います。

ます。

それでは次に、農林水産業。伊東副大臣、よろしくお願ひいたします。

TPPの影響試算では、農林水産品について、生産量の減少がゼロということになっております。米一粒たりともTPPを行った結果として生産量が減りませんというふうに言つておられます。そのために必要な対策とは何ですか。

○伊東副大臣 緒方委員の御質問にお答えをいたします。

今回の試算では、交渉で獲得した措置とともに、体質強化策あるいは経営安定対策、また国内対策によりまして国内生産量が維持されると見込んでおります。これはあくまでもTPPによる関税削減等の措置が国内生産に与える影響を分析したものでありまして、TPPの影響というところであります、例えば長期的な米の需要減少など、TPP以外の要因は考慮しておりません。

対策は、TPP対策と、TPP以外のその他の振興策、対策が二つあるところであります、TPPの影響を緩和する国内対策につきましては、昨年十一月の政策大綱、攻めの農林水産業への転換のための競争力強化、体質強化策、また経営安定、安定供給のための備えとして、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等を講ずることとしております。あわせて、農林水産業の成長産業化を一層進めるため、検討の継続項目として掲げました十二項目につきまして、本年秋を目途に具体的内容を詰めていきたいと思ひます。

また、TPP以外の要因に対する対策は、また必要があれば御答弁させていただきます。

○緒方委員 経営対策をしつかりやつていくと思ひました。それでは、牛肉の例を挙げたいと思ひます。

牛肉は、TPP発効の直後、即時に三八・五%から二三%まで、一五・五%の関税の削減、関税額として二百億円の減少がございます。副大臣御存じのとおり、牛肉の関税はそのまま経営安定対策の財源として使われております。

では、この二百億円、少なくとも初年度の二百億円については一般会計から全て補填するというところでよろしいですね。

○伊東副大臣 牛肉につきましては、オーストラリアとのEPAで、初年度八％、二年目二％、三年目一％、二七・五％に來ますので、それと同時に九％になる話でありますから、長期関税削減期間を確保しているということでもあります。

また、価格等々、予算のお話でありますけれども、これらの予算、今、二百億というお話がありましたが、間違ってました。二七・五％ですが、最終的に九％まで下がる。二九・五％下がって、そのときの関税収入の減少というのは六百八十億円です。これから六百八十億円減っていくわけですね。これが今は全て、経営安定対策ということで、その財源に使われているわけです。六百八十億円は全て一般会計から補填するつもりがおります。

○緒方委員 済みません。先ほど二三％と言いましたが、間違えてました。二七・五％ですね。だから、最終的に九％まで下がる。二九・五％下がって、そのときの関税収入の減少というのは六百八十億円です。これから六百八十億円減っていくわけですね。これが今は全て、経営安定対策ということで、その財源に使われているわけです。六百八十億円は全て一般会計から補填するつもりがおります。

○伊東副大臣 先ほど御答弁しましたように、これらにつきましては、毎年の予算編成の中で、既存の農林水産予算に支障を来さないように、政府全体で責任を持って取り組んでいくということでございます。

○緒方委員 最後に一問だけ。

もう一度聞きます。つまり、六百八十億円については、現時点で、絶対にこれは確保するとは言っていないということですね、副大臣。

○伊東副大臣 政府として、この牛肉だけではなくて、あらゆる関税の減少等々もありますので、そうした影響が出た場合には、毎年の政府全体の予算編成の中でしっかり取り組んでいくということでございます。

○緒方委員 よくわかりました。

ありがとうございます。

○西村委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。きょうは、国際金融経済とTPPについて少しお伺いをできればと思います。

先ほどの緒方委員とは違って、私はTPP特委のメンバーではありませんので、TPPについて聞くのはこれが最初で最後じゃないかとは思いますが、まずはその前に、前段として、国際金融経済、今の状況について少しお伺いをしたいと思えます。

今、経済を取り巻く環境は、ファンダメンタルズとしては、非常に数字としては悪くないんだというところがございます。ただ、一方で、一応G7をしつかりとスコープに入れた上で、政府におかれましては国際金融経済分析会合というものを開かれておられます。どうも報道では、消費税の増税の延期であるとかそういう話ばかりがされるわけではございますが、もつと違うところについて議論をされているというふうに私は思っております。例えば財政出動であったりとかそういうことについては、ほぼ全ての有識者の方々が触れておられるということで、非常に重視をすべき政策なんだろうというふうに思うわけでございます。

まずは、この分析会合を踏まえても、今の経済においてどういう認識なのか。米国において利上げプロセスというのは非常に不透明になっているであつたりとか、あるいは、中国を初めとする新興国経済も、一時の成長率からは非常に鈍ってきているというような指摘もござります。原油価格の低迷が非常に経済に影響を及ぼしている点、そしてまたEUにおいても金融リスクがあるというような状況であります。これを今政府としてどのように認識されておられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○高木大臣政務官 委員は民間のシンクタンクにおられたということで、経済には精通していると承知しております。

委員御指摘のとおり、年明け以降、中国の景気減速への懸念、あるいは原油価格の低下等を背景に、世界的に株価の下落、為替の変動等、金融市場の変動が見られる局面がございましたが、二月の二十六、二十七日に開かれました二十カ国財務大臣・中央銀行総裁会議の声明で、最近の市場変動の規模は世界経済の現在のファンダメンタルズを反映したものではないと認識が示されたところでございます。これはまさにG20の声明でございます。

政府としても、世界経済のファンダメンタルズは大きく揺らいでいると認識をしております。世界経済としては緩やかに回復していると考えております。

また、G20以降も、中国では全国人民代表大会において積極的な財政政策や構造改革等の推進が決定されたこと、さらには、原油価格についても主要産油国が原油市場安定に向け話し合いを行っていること、また、今月の米連邦公開市場委員会、FOMCにおいて利上げの見通しが下方修正されたこと、これら等もあつて、最近の金融市場で大きな変動は見られないと認識をしております。

政府としても、世界経済や金融市場の動向については、引き続き十分注視してまいりたいと考えております。

○濱村委員 ありがとうございます。

基本的な認識をお伺いできましたが、その中で日本経済についてはどういう御認識であるか、続けてお伺いしたいと思います。

○高木大臣政務官 日本経済についての現状認識であります。

これはもう委員もごらんになったと思いますが、三月の月例経済報告、我が国景気の現状について、企業や消費者のマインドにこのところ足踏みがみられる、個人消費は力強さを欠いているなど、このところ弱さも見られるとされているところがあります。しかしながら、これは総理も国会の答弁で述べ

られておりますように、企業収益は過去最高、労働市場も二十四年ぶりの有効求人倍率の高さ、全国全ての都道府県で有効求人倍率が改善している、日本経済のファンダメンタルズはしっかりしていると認識をしております。したがって、企業収益や雇用・所得環境は改善傾向が続いており、緩やかな回復基調が続いているとの認識には変わりございません。

今後とも、あらゆる政策を総動員して景気回復を実現してまいりたいと考えております。

○濱村委員 今、緩やかな回復基調であるということでありました。

これは確かに月例でもそのような報告でありましたけれども、国際金融経済分析会合におきましていろいろな御意見があるわけですが、その中でちよつと私が気になったのが、ステイグリッツ教授が、経常の黒字を開発銀行に回すべきだと、新たな開発銀行の創設などについても触れておられました。果たしてこれはどういう御趣旨なのかというのは、会合に出ておられた方においても、短い時間だったのでなかなか全部が全部聞けなかったというふうには御報告をいただいておりますが、開発銀行は確かに大事な取り組みだと思えます。

開発銀行といえは、昨今でいえば、中国を中心としたAIIIBがあるというわけでございます。このAIIIB、政府としてはこれを注視するというスタンスであるというふうに理解しておるわけでございますが、現在のAIIIBの状況について、政府の現状認識をお伺いいたします。

○垂政府参考人 お答えさせていただきます。膨大なアジアのインフラ需要に効果的に応えていくことは非常に重要な課題でございます。AIIIBは、アジアのインフラ需要にしっかりと応えようとしているという意味では一つの取り組みであるというふうに考えております。そうした観点から、日本政府としても、中国が中心となって立ち上げたAIIIBの今後の発展には関心を持って

ただし、A I I Bが公正なガバナンスを確立しているのかどうか、借入国の債務の持続可能性や、環境、社会に対する影響への配慮を確保していくかどうか、これは非常に重要な点でございます。その実際の運用を含め、注視していく必要があると考えております。

日本は、A I I Bがこうした国際金融機関にふさわしいスタンダードを備えることにより、アジア地域の持続的な発展に寄与する機関として役割を果たすことを期待しております。

○濱村委員 政府は、公正なガバナンスが保たれるのかどうかというところでもやはり懸念があるということで、私はそれは非常に重視するべきことであるというふうにも思います。

また、これはさまざまな各国が出資金を出すわけでございますけれども、それに対する払込金額の状況についても、これも正確な情報なのかどうかというのはいまいちわかりませんけれども、払い込みがいまいち進んでいないというような情報もあるわけでございます。そうした趣旨からいいますと、日本はA D B、アジア開発銀行を中心として、このインフラ投資あるいは開発についてはリーダーシップをしっかりととっていくべきなのであるというふうに考えるわけでございます。

そうした中で大事になってくるのは、経済の政策については必ずしも一国だけでどうこうできるという状況はないということだと思います。そういう意味からしても、非常にT P Pは大事になってくるかというふうに思うわけでございます。

今後、日本はしっかりとT P Pの締約国とともに国際協調をしていくことが大変重要であろうというふうに思うわけでございますが、まずは、この国際協調という観点においてT P Pはどのような役割を果たしていくとお考えであるのか、御確認をしたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

グローバル化が進展する中で、政策面におきましても国際的な連携が重要だという御指摘はまさ

にそのとおりだと認識しているところでございます。

二国間のE P A、F T Aとは異なりまして、T P Pのような広域経済連携協定の場合は、広域的に一つの経済圏を構築するという目標のもと、さまざまなルールを統一しようとする点が特徴的でございます。

交渉の現場に立ち会った者として申し上げますと、T P P交渉におきまして、十二カ国でルールを一緒に作り上げていくというプロセスに非常に大きな意義があったと考えているところでございます。T P Pの先には、東アジア地域包括的経済連携、R C E P、さらにはアジア太平洋自由貿易圏、F T A A P等、アジア太平洋の国々とともににより大きな経済圏をつくり上げていくことが期待されているものでございます。

T P Pは、今後、我が国が国際協調の取り組み、こうした広域連携におけるルールづくりの中核的存在となる、そういうことを進める上で重要な機会になったものと認識しております。

○濱村委員 R C E P、F T A A Pは今後の取り組みとしてスコープに入ってくるのであらうとは思いますが、E UとのE P A、F T Aについても同時に入ってくるのかというふうに思います。

実は、日・E U議連というのがございまして、私もその一員でございしますが、この間、去年四月から五月にかけてこの議連でストラスブールに行つてまいりまして、さまざま意見交換をしてきた。E Uの議員さんとしつかりとE P A、F T Aについて議論をしてきたというわけでございますが、その副団長が実は石原大臣だったんですね。

きょうは石原大臣はお忙しいのでなかなかお見えにならなかったわけですが、しつかり大臣にこうした取り組みを力強く進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

ちよつと個別具体の話はT P Pについていたしますけれども、これは正文は英語であるということとはよく認識しておるんですが、英語であると私はなかなかそれを読むのはしんどいということ

で、日本語はそれなりに勉強しました。きょうも、四つ目のテキストを、私が一応勉強したあかしで附箋がたくさん張つてあるということを皆さんにお見せするために持ってきたわけですが、中身について、実は十一章の金融サービスについてお伺いしたいわけです。

二条の「適用範囲」。きょうは一応資料もお配りしておるわけですが、二条の3に公的年金についての記載があります。ここで言う公的年金計画というのは何を指しているのか、確定拠出年金は含むのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のありました金融サービス章、第十一の二条の3、「公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス」につきましては、この十一章の規定の適用はしないとしております。

ここに言います「公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス」には、我が国の公的年金制度それから確定拠出年金制度、公的医療保険制度などが該当するものと考えております。

○濱村委員 金融サービスについて、公的年金についてはT P Pは適用しないということになるわけでございます。それをなかなか、この文章を読んで理解をできる人とかできない人がいて、また書かれてある本とかで多少誤解をされておられる部分もあるかというふうに認識しております。なので、ちよつとあえて確認をさせていただいてるわけでございます。

日本の公的年金というのはG P I Fに寄託をされております。G P I Fが運用を行っているというところで、それ自身が、二条の3にあるただし書きですね、ただしということ、金融機関との競争を行うことを認める場合には適用するというふうにあるわけでございますが、これについてはG P I Fは該当するのであるかどうか確認したいと思ひます。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のありましたG P I Fは、厚生年金保険法、国民年金法に基づきまして、厚生年金それから国民年金の保険料を原資とする積立金の管理及び運用を寄託されている、日本における唯一の機関でございます。このほかにこの業務を担う機関は存在いたしません。

したがいまして、G P I Fは、T P P協定の第十一章の二条3ただし書きの対象とはならず、金融サービス章の規定は適用されないと考えております。

○濱村委員 十一章二条の3にあるとおりで、ほかに日本においては公的年金を寄託しているようなサービスというのはありません、なので競争的な状況にあるとは言えませんが、この適用外ですということになるわけでございしますが、この文章自体をどう読めばいいかということ、非常に、最初、私もどっちなんだらうと思ひましたので、確認ができてよかったというふうに思っております。

最後にもう一つだけお伺いしたいと思うんですが、第十五章、政府調達。

政府調達は、公共工事であつたりとかさまざまな調達についての文章でございしますが、海外の事業者であつたとしても応札できるということになるわけでございします。海外の事業者であつた場合でもしつかり応札できるということ自体は大事なわけでございしますけれども、T P P締結後、どうなるのかということでございますが、十五章について、七条の5、調達計画の公示について書かれております。「各締約国は、調達計画の公示に英語を用いるよう努める。」という努力規定があるわけでございます。

この努力規定を誰が守らなさいいけないのかという、国であつたり国の機関、あるいは県や政令市といった地方政府、こういってところがありと守らなさいいけないというか、努力をしなればいけないというわけでございしますけれども、仮に英語を使わずに調達を行ったということになった場合に、海外の事業者さんから、なぜ日

本語なんだ、英語じゃないのかということで、締約国の事業者さんから訴訟を起こされるようなこと、そういったリスクについては考えられるのかどうか、この点について確認をしたいと思います。

○澁谷政府参考人 御指摘のT P P第十五章七条の5、今先生御指摘のとおり努力規定でございます。英語ではシャルエンデバーと書いてございます。

努力規定でございますので、仮に調達計画の公示に英語が用いられなかった場合でありまして、協定違反となるものではございません。

○濱村委員 協定違反となるわけではございません、そのとおりだと思います。

実は、そもそも調達については、今も既にW T Oで規定をされておる。W T Oは、ある規模の金額の入札に関しては、しっかりと海外にわかるような言葉で書きなさいと。実は、英語、フランス語、スペイン語で書かなきゃいけないというわけでございますが、これは公示において、むしろT P Pよりもちゃんと高いレベルのハードルを課しているという状況であるかと思えます。

そういう意味では、このT P P締約後に日本が著しく政府調達において不利な状況に置かれるとか、そういうことは余り考えられないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。地方の政府においてもしっかりと業務が続けられる、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、T P Pというのは、非常に大きな、構造を変える取り組みでありますので、うまく使っていかなければいけないというのが大事な点だと思うんですけれども、なかなかこれが伝わり切っていないところを感じるわけでございます。

我々もいたしましても、しっかりと国民の皆様、これを発信しながら、地元の皆様、事業者の皆様とともにこれを活用できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

した。

○西村委員長 次に、島津幸広君。

○島津委員 日本共産党の島津幸広です。

初めに、行革担当の河野大臣にお伺いしたいと思います。

私は、先日の予算委員会分科会で雇用促進住宅の問題を取り上げましたが、二〇二一年度までに全廃という国の方針のもと、これから先どうなるのかと入居者の方々の不安は募るばかりです。

雇用促進住宅はもとより、行革、特殊法人改革の中で、当時住宅を管理運営していた雇用促進事業団を解散して、新しい特殊法人、雇用・能力開発機構から、後に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営することになりました。問題は、この特殊法人改革の中で住宅部門を切り離していったことなんです。ここから雇用住宅をめぐるさまざまな問題が生まれています。

当時の国会議論の中で、私たちは、国民が期待する特殊法人改革とは、無駄な部門は思い切って削減する、しかし同時に、国民生活にとって必要な事業は、公的部門としては拡充、改善することが大切、この立場で議論してきました。

大臣、行政改革、こういった場合には、多くは行政機構の効率化とか、あるいは経費削減、公務員の改革などがうたわれているわけですから、も、そもそも行革とは何か、何のための行革か、このことについて聞かれたら、大臣、どうお答えになるんでしょう。

○河野国務大臣 行政機能や政策効果の最大化を図りつつ、税金を無駄にすることがないように必要最小限のコストにより政府を運営する、そのための個々の事業や行政の見直しを不断に行っていく、これが行革だと思っております。

○島津委員 そういう立場で、やはり忘れてはならないのは国民のことだと思うんです。厚労省に、具体的な問題について聞きたいと思

います。報道によりますと、この高齢・障害・求職者雇用支援機構は、この三月末で、住宅取得の意向を

示している一部の自治体を除いて、自治体との取得協議を打ち切り、民間売却を目指して、そしてそれが不調に終われば退去通告する方針だ、こういうふうに報道されています。これは神戸新聞の三月二十二日付なんですけれども、この方針というのは事実なんでしょうか。

○荻谷政府参考人 お答え申し上げます。雇用促進住宅につきましては、所有者である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、平成二十八年度に、入居者の方がお住まいのまま民間事業者へ売却する手続をとっているところでございます。

売却の手続の一つとして、現在お住まいの方に對する説明会を本年度実施しておりますが、まずは、入居者の方々がご住まいのまま全ての住宅を売却できるよう全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

○島津委員 ですから、それが不調に終わった場合には退去を求めるという報道なんですけれども、それはそうなんですか。

○荻谷政府参考人 民間事業者への売却におきましては、入居者の方が安心して引き続き住み続けられることを条件とした譲渡を進めておりまして、現時点で退去促進を行う予定はございません。

○島津委員 今、各地で入居者の皆さんへの説明会が開かれています。この説明会、資料におつけしましたけれども、売却が不成立の場合には、ここにあるように、平成三十年度から三十一年度の間に退去していただきますというふうには、これは機構の資料でこうなっているんですけれども、これは事実ですね。

○荻谷政府参考人 お手元にありますその資料そのものは確かに説明会で配られたものでございまして、機構に確認いたしましたところ、まずは民間事業者への売却を最優先で行っており、平成三十年度から平成三十一年度の中で退去することを現時点で決定してはいないというところでございまして。話がつかないまま退去促進をする趣旨を書

いたものではないということでもございました。厚生労働省といたしましても、入居者の不安を招かないよう、丁寧な説明を行うように依頼してまいりたいと考えてございます。

○島津委員 いろいろ言われますけれども、結局こういう説明をしているんです。ですから、売れない場合には退去していただきます、こう書いてあるわけですよ。そういうふうに入居者の皆さんは受け取っているんですよ。事実上の追い出しなんです。

民間に売れたとしても、それで問題が解決するわけじゃありません。各地の説明会で、民間売却後十年経過した後も住むことができたのかという質問に対して、機構の方は、購入した民間事業者の判断となりますと回答しています。

予算委員会の私の質問のときでも、入居者と事業者の間で決められるものだ、こういう答弁がありました。

結局、民間売却がたとえできたとしても、十年後はどうなるかわからない。これは不安をおおるだけじゃありませんか。どうでしょう。

○荻谷政府参考人 お答え申し上げます。

住民の方は御不安があると思えますので、十年間、賃金も上げない状態で住んでいただけるようにという猶予期間を設けたものでございます。

○島津委員 ですから、その十年後に不安だということなんです。

例えば、兵庫県伊丹市のある住宅でこんな訴えを聞きました。ハローワークからの紹介で平成二十四年、二〇二二年に定期契約で入居しました、退去の話はそもそも聞いていなかった、これまで民間アパートで六万円の家賃を払っていた、やっとこの雇用促進へ転居して、今家賃が二万三千八百円だ、これで安心して住んでいるのに、これ以上家賃の支払いができない、十年後はどうなるのかわからない、こういう話なんです。また、民間に売れなかった場合にはもつとどうなるのかという不安があるわけです。こつちの不安の方がむしろ深刻です。

別の方は、がんの夫を抱えて医療費にお金がかかる、行くところがない、出ていけというのは死ぬということと同じです、私はこう訴えられました。

改めて聞きますけれども、今入居している住宅の引き取り先がない場合、民間に売れない場合、どこにも行き先がない、行く当てがない、こういう人はどうすればいいのか。私が紹介したような事例は数多く聞いています。中には、ブルーシートを用意してホームレスになれというのか、こう憤っている方もいらつしやいます。

どう対応するのか、明確な答弁をお願いします。

○学谷政府参考人 お答え申し上げます。

訂正をさせていただきます。先ほど、十年間賃金を上げないと申し上げましたが、これは家賃を上げないの間違ひでございます。申しわけございませんでした。

それで、この雇用促進住宅にお住まいの方、まずは民間に売却をさせていただきました。先ほど申し上げましたように、いろいろございますけれども、十年間という期間をとにかく保つ。今現在できるところの精いっぱいのこととしてやらせていただいているところでございます。

いずれにしても、今お住まいの方が不安を抱かれないように、きちつと説明を丁寧に行きたいというふうに考えてございます。

○島津委員 十年後のことは、またきちんとしていくようにしてもらいたいと思うんですけれども。

民間に売却できなかった場合には、先ほどの資料にあるように、説明会を開いて退去してもらう。そうしますと、そういう入居者の皆さんはどこへ行くのかということになるわけです。そこはきちんとどう対応するのかということを今質問したわけですから、そこをお答えください。

○学谷政府参考人 お答え申し上げます。

今現在は、民間に売却できるよう一生懸命努力しているところでございますし、また、現に売却

も進んでおるところでございます。

ただ、仮に万一民間事業者へ売却できない場合におきましても、これは、できる限りお住まいの方が困ることがないような方策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○島津委員 先ほど、死ぬということかという声を紹介しましたが、これは千葉県の銚子市です。県営住宅の強制退去を求められて、強制執行の日に無理心中を図ったという痛ましい事件が起きました。四十三歳の母親が十三歳の長女を殺害した。また、愛知県豊田市でも、ひとり暮らしの七十四歳の男性が、市営住宅を強制退去された後、十六日後に自殺した、こういう事件がありました。

大臣、これは通告してありませんけれども、国が行革で廃止を決めた雇用住宅でこのような自殺者を出してはならないと思うんです。そして、自殺者を出さないために国が必要な対応をすべきだと思うんですけれども、どうでしょう。

○河野国務大臣 現在住んでいらつしやる方のごとを最優先に考えて厚労省が対応されると思っております。

○島津委員 この間、厚労省職業安定局長名で、雇用促進住宅廃止に伴う退去者の公営住宅への優先受け入れを要請する都道府県知事宛ての通知が出されています。また、国土交通省からも、やはり都道府県宛てに同様の通知が出されています。しかし、なかなかこれの効果が上がっていない、実際にうまくいっていない。申し込みの際に多少ポイントが優遇するだとかくじ引きを二回にするだとか、そういう措置がとられているんですけれども、実際には公営住宅の方も応募が殺到していますから入れない、こういう状況なわけです。

ここまで来ましたら、国が責任を持って、国が決めた廃止決定ですから、雇用促進住宅が民間に売れずに行く当てがない、こういう人は国の責任で公営住宅に入れるようにすべきじゃないんでしょうか。これはどうでしょう。やってくださいよ。

○学谷政府参考人 お答え申し上げます。

済みません、繰り返しになりますけれども、現在民間事業者へ売却しようということで努力しております。現に売却も進んでいるわけでございます。

ただ、万一ということでございますけれども、もちろん、先生がおっしゃったとおり、地方公共団体等への働きかけ等もやりながら、今住んでいらつしやる方が困らないようにいろいろの方策を講じていきたいと思っております。

○島津委員 ぜひ、責任を持って路頭に迷わせないということをやしてほしいと思うんです。

行く当てがない、どうなるかわからない、こういう気持ちで、雇用促進住宅に入居の皆さんは毎日毎日をお過ごしになっているんです。本当に、その気持ちを私も切々と訴えられました。この心配にどう応えるのか、これはやはり政治の責任なんです。

今大事なことは、国や機構が、退去していただきます、こんな説明を殊さら入居者にするんじゃない、不安をおおるんじゃない、本当に困っている人たちに對して、安心して暮らせる方向を示すことだと思っております。

次に、具体的なもう一つの問題についてお聞きします。

三重県のある住宅では、定期契約者が二〇一六年四月一日から一八年三月三十一日までの入居の再契約を行った際、機構の側から、あなたは次の更新はありません、こう宣告されたそうです。

民間に売れるかどうかまだ決まっていないうちから契約しない、つまり、退去しろと迫っているわけです。先ほどの配付資料の日程表から見てもおかしい話です。退去説明もまだやられていない、本当にひどい話です。

この住宅は、聞きましたら、アンケートで民間売却を拒否する意思を示している、そういう住宅だそうです。それが影響しているのか、それとも、既に二〇一八年度から二〇一九年度の間に退去という既定路線の上に立ってこういう宣告が行

われているんですか。これはどうでしょう。

○学谷政府参考人 お答え申し上げます。

機構にも確認いたしましたけれども、現在、家賃滞納等の再契約における条件を満たさない方、そういう方ではない限りは、契約期間満了後の再契約はしない対応というのは行っております。民間売却を理由とした更新拒否ですとか、あるいは、どうも売れそうもないからということで更新拒否をしたという事実はありません。

○島津委員 そうじゃないんです。こういうことで実際に再契約拒否が各地で行われているんです。

かつて、普通契約者、これは二〇〇三年十月以前の契約者ですけれども、あるいは定期契約者に対して事実上の契約拒否が行われたことがありました。こうした乱暴なやり方に対して批判が上がって、この間、事実上こうした契約拒否が撤回された経緯があります。

今、事実はないとおっしゃいましたけれども、これから、契約拒否しない、こういうことが起こらない、これは約束していただけますね。

○学谷政府参考人 お答え申し上げます。

家賃滞納等の再契約における条件を満たさない方でない限り、契約期間満了後の再契約はしないというふうなことはいたしません。

○島津委員 家賃滞納でも、やはり本当に生活に困っている方がいらつしやるわけです。そういう方に対して、家賃が払えないから出ていけと言うのは、先ほど言ったように、それこそ、自殺するんだとか、こういうことになってしまふんですよ。そういうしやうくし定規なやり方でこうした公的な住宅は役割を果たせると思うんです。どうかどうなんですか。

○学谷政府参考人 家賃滞納の場合も、それはいろいろな状況がございますので、本当に入居者の方が大変な場合は当然考慮いたしながら、入居者の方が不安を抱かないような対応をとるよう、厚生労働省といたしましては機構に對して依頼したいと思っております。

○河野国務大臣 問題意識はよくわかりましたが、この問題は厚労省の所管でございますので、厚労大臣にお尋ねいただくのが適当かと思えます。

サイバーセキュリティに對する脅威の一層の深刻化に鑑み、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等における抜本的な対策の強化を図るとともに、我が国における専門的な人材の確保を図

第十三条中「及び独立行政法人」を、「独立行政法人及び指定法人(特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。))のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合を生ずる国民生活又は経済活動への影響を

勘案して、国が当該法人におけるサイバーセ
キュリティの確保のために講ずる施策の一層の
充実を図る必要があるものとしてサイバーセ
キュリティ戦略本部が指定するものをいう。以
下同じ。に改め、「通じた国の行政機関」の下
に、「独立行政法人又は指定法人」を、「分析
国の行政機関」の下に、「独立行政法人及び指定

法人」を加える。

第二十五条第一項第二号中「及び独立行政法人」を「、独立行政法人及び指定法人」に改め、同項第三号中「行政機関」の下に「、独立行政法人又は指定法人」を加える。

第二十七条第三項中「第三十条若しくは第三十一条」を「第三十一条若しくは第三十二条」に改める。

第三十五条を第三十六条とし、第三十二条から第三十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条第一項中「(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)」を削り、「対して、」の下に「サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に関し必要な」を加え、「その他必要な」を「その他の」に改め、同条第二項中「必要な」を「同項の」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(事務の委託)

第三十条 本部は、第二十五条第一項第二号に掲げる事務(独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる事務(独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する

る重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。)の一部を、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるとして政令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた法人の役員又は職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

第三十七条 第三十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を削る。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

「第二章 電子計算機的高度利用

第一節 電子計算機利用高度

第二節 情報処理安全確保支

第一款 情報処理安全確保保

第二款 情報処理技術者試

等

化計画の策定等(第三条―第五条)

援士等

支援士(第六条―第二十八条)

験(第二十九条)

に、「第八条―第十四条」を「第三十条―第三十七条」に、「第十

五条―第十九条を「第三十八条―第四十二条」に、「第二十―第二十三条を「第四十三条―第四十六条」に、「第二十四条―第二十八条を「第四十七条―第五十条」に、「第二十九条・第三十条」を「第五十一条―第五十四条」に改める。

第六条を次のように改める。

(情報処理安全確保支援士の業務)

第六条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

第三十条第一号中「第二十条」を「第四十三条第一項及び第二項」に改め、同条第二号中「第二十二―第二十五」を「第四十五―第四十八」に改め、同条を第五十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十九条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、情報処理安全確保支援士の名称を使用したもの
二 第二十七条の規定に違反した者
第二十九条中「第十八条」を「第四十一条」に、「違反して秘密を漏らした者」を「違反した者」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第五十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第五十一条 第二十五条の規定に違反した者

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十八条を削り、第三章第四節中第二十七条を第五十条とし、第二十六条を第四十九条とする。

第二十五条第一項中「第二十一条第一号」を「第四十四条第一号」に、「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三―第二十五」を「第四十六―第四十八」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十四条第二項中「第二十条第一項第一号」を「第四十三―第四十五」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十三条第一項中「第二十条第一項第三号」を「第四十三―第四十五第一項第三号」に、「第十二―第二十二」を「第三十五―第三十七」に改め、第三章第三節中同条を第四十六条とする。

第二十二―第二十五第一項中「第二十条」を「第四十三―第四十五」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十一―第二十二を次のように改める。

二 前条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに試験事務等
第二十一条を第四十四条とする。

第二十条の見出しを「業務の範囲等」に改め、同条第一項中「第十号」を「第三十二」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

第二十条第二項中「第七条第二項の規定による試験事務」を「支援士試験事務、登録事務若し

くは技術者試験事務(次条第二号において「試験事務等」という。又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務)に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

4 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

第二十條を第四十三條とし、第三章第二節中第十九條を第四十二條とする。

第十八條中「試験事務に關して」を「その職務上」に、「漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改め、同條を第四十一條とし、第十七條を第四十條とし、第十六條を第三十九條とし、第十五條を第三十八條とする。

第十四條第一項ただし書中「第二十三條第一項を」第四十六條第一項に改め、第三章第一節中同條を第三十七條とし、第十三條を第三十六條とする。

第十二條第二項中「第二十條第一項第一号」を「第四十三條第一項第一号」に、「第二十三條第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同條を第三十五條とし、第十一條を第三十四條とし、第十條の二を第三十三條とし、第八條から第十條までを二十二條ずつ繰り下げる。

第七條の見出しを削り、同條第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「機構」に、「以下「試験事務」を「次項及び第四十三條第二項において「技術者試験事務」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 第十條第二項及び第十一條から第十四條までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、

て、同項中「前項」とあるのは「第二十九條第二項」と、第十一條(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替へるものとする。

第七條中第四項から第八項までを削り、同條第九項中「前各項」を「前三項」に改め、同條を同條第四項とし、第二章中同條を第二十九條とする。

第六條の次に次の二十二條及び款名を加える。

(情報処理安全確保支援士の資格)
第七條 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。

(欠格事由)
第八條 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。
一 成年被後見人又は被保佐人
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三 この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第十九條第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第九條 情報処理安全確保支援士試験(以下この款において「支援士試験」という。)は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める資格を有する者に対し、支援士試験の全部又は一部を免除することができる。

(支援士試験事務の代行)
第十條 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「機構」という。)に、支援士試験の実施に関する事務以下この款及び第四十三條第二項において「支援士試験事務」という。)を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。

(支援士試験事務規程)
第十一條 機構は、支援士試験事務の開始前に、支援士試験事務の実施に関する規程(次項及び第三項において「支援士試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士試験事務規程が支援士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(支援士試験の無効等)
第十二條 経済産業大臣は、支援士試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効とすることができ。

2 経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けることができないものとする。ことができる。

3 機構は、支援士試験事務の実施に關し第一

項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。

(受験手数料)
第十三條 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。

3 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができ。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(登録)
第十五條 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(情報処理安全確保支援士登録簿)
第十六條 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備へる。

(情報処理安全確保支援士登録証)
第十七條 経済産業大臣は、第十五條の登録(以下単に「登録」という。)をしたときは、申請者に同条に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一條において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出)

第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 情報処理安全確保支援士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録事項の変更等の手数料)

第二十一条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

(登録事務の代行)

第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第四十三条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができる。

第二十三条 機構が登録事務を行う場合における

第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

2 第十条第二項、第十一条及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第二十二條」と、第十一條(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と読み替へるものとする。

3 機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を機構に納付しなければならない。

4 第一項の規定により読み替へて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。情報処理安全確保支援士でなくなつた後においても、同様とする。

(受講義務)

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習(第二十八条において単に「講習」という。)を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第二十七条 情報処理安全確保支援士でない者は、情報処理安全確保支援士という名称を使用してはならない。

(経済産業省令への委任)

第二十八条 この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、講習その他この款の規定の施行に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 情報処理技術者試験

第五条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 情報処理安全確保支援士等

第一款 情報処理安全確保支援士

第二章第三節の次に次の節名を付する。

第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 経済産業大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)に第二条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「新情報処理促進法」という。)第十条第一項に規定する支援士試験事務(以下この項において「支援士試験事務」という。)を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が支援士試験事務を行う旨を官報で公示することができる。

2 前項の規定による公示があつたときは、新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたときは、施行日までに、新情報処理促進法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する支援士試験事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 経済産業大臣は、施行日から機構に新情報処理促進法第二十二條に規定する登録事務(以下この項において「登録事務」という。)を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が登録事務を行う旨を官報で公示することができる。

2 前項の規定による公示があつたときは、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたときは、施行日までに、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十三條第二項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十一条第一項に規定する登録事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第四条 この法律の施行の際現に情報処理安全確保支援士という名称を使用している者については、新情報処理促進法第二十七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構は、この法律の公布の際現に第二条の規定による改正前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項の規定により同項に規定する試験事務を行つてゐる場合においては、施行日までに、新情報処理促進法第二十九條第三項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十一條第一項及び第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十九條第三項において読み替へて準用する新情報処理促進法第十一條第一項に規定する技術者試験事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新情報処理促進法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（印紙税法の一部改正）

第八條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十條第一項第三号及び第四号（業務の範囲）」を「第四十三條第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号（二十三）の次に次のように加える。

（二十三の二）

情報処理の促進に關する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五條（登録）の情報処理安全確保支援士の登録	登録件数	一件につき九千円
（中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律の一部改正）		

第十條 中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「第十二條第二項」を「第三十五條第二項」に、「第二十三條第一項」を「第四十六條第一項」に、「第二十四條第二項」を「第四十七條第二項」に、「第二十五條第一項」を「第四十八條第一項」に改め、同條第三項中「第二十六條」を「第四十九條」に改める。

理由

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができるとし、あわせて、当該委託に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年四月二十一日印刷

平成二十八年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F